

大 気 規 制 の し お り

大気汚染防止法

ダイオキシン類対策特別措置法

長崎市環境保全条例

について

令和 5 年 1 0 月

長崎市環境部環境政策課

TEL 095-829-1156 (直通)

FAX 095-829-1218

e-mail kankyo@city.nagasaki.lg.jp

目 次

第1章 大気汚染防止法

1	届出対象施設等の種類	5
(1)	ばい煙発生施設（大気汚染防止法施行令別表第1）（施行令第2条関係）	5
(2)	揮発性有機化合物（VOC）排出施設	7
(3)	水銀排出施設	8
(4)	一般粉じん発生施設	11
(5)	特定粉じん発生施設	11
(6)	特定粉じん排出等作業	12
2	届出事務	17
(1)	届出の概要	17
(2)	届出先	19
3	排出基準等	19
(1)	ばい煙発生施設に係るいおう酸化物の排出基準	19
(2)	ばい煙発生施設に係るばいじんの排出基準	20
(3)	ばい煙発生施設に係る窒素酸化物の排出基準	26
(4)	ばい煙発生施設に係る有害物質の排出基準	36
(5)	揮発性有機化合物（VOC）排出施設に係る基準等	37
(6)	水銀排出施設に係る基準等	38
(7)	一般粉じん発生施設に係る構造並びに使用及び管理に関する基準	39
(8)	特定粉じん発生施設に係る基準等	40
(9)	特定粉じん排出等作業に係る基準等	40
4	測定の頻度等について	41
(1)	ばい煙量等の測定	41
(2)	揮発性有機化合物濃度の測定	41
(3)	特定粉じんの濃度の測定	42
(4)	水銀濃度の測定	42
(5)	事故時の措置	42
(6)	罰則規定	43
5	指定物質について	44
(1)	指定物質	44

(2) 指定物質排出施設と指定物質抑制基準の対応	4 4
① ベンゼン	4 4
② トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレン	4 5

第2章 ダイオキシン類対策特別措置法（大気関係）

1 届出対象施設等の種類	4 6
2 届出事務	4 6
(1) 届出の概要	4 6
(2) 届出先	4 7
3 排出基準	4 7
4 測定等について	4 8
(1) 設置者による測定	4 8
(2) 事故時の措置	4 8
(3) 罰則規定等	4 8

第3章 長崎市環境保全条例（大気関係）

1 届出対象施設等の種類及び規制基準	4 9
2 届出事務	5 0
(1) 届出の概要	5 0
(2) 届出先	5 0
3 注意事項	5 0

第1章 大気汚染防止法

1 届出対象施設等の種類

(1) ばい煙発生施設 (大気汚染防止法施行令別表第1) (施行令第2条関係)

令別表第1の番号	施設名	規模要件
1	ボイラー（熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く。）	燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり五〇リットル以上であること。
2	水性ガス又は油ガスの発生の用に供するガス発生炉及び加熱炉	原料として使用する石炭又はコークスの処理能力が1日当たり20t以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であること。
3	金属の精錬又は無機化学工業品の製造の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）及びか焼炉（14の項に掲げるものを除く。）	原料の処理能力が1時間当たり1t以上であること。
4	金属の精錬の用に供する溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。）、転炉及び平炉（14の項に掲げるものを除く。）	
5	金属の精製又は鑄造の用に供する溶解炉（こしき炉並びに14の項及び24の項から26の項までに掲げるものを除く。）	火格子面積（火格子の水平投影面積をいう。以下同じ。）が1m ² 以上であるか、羽口面断面積（羽口の最下端の高さにおける炉の内壁で囲まれた部分の水平断面積をいう。以下同じ。）が0.5m ² 以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が200kVA以上であること。
6	金属の鍛造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品の熱処理の用に供する加熱炉	
7	石油製品、石油化学製品又はコールタール製品の製造の用に供する加熱炉	
8	石油の精製の用に供する流動接触分解装置のうち触媒再生塔	触媒に附着する炭素の燃焼能力が1時間当たり200kg以上であること。
8の2	石油ガス洗浄装置に附属する硫黄回収装置のうち燃焼炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり6リットル以上であること。
9	窯業製品の製造の用に供する焼成炉及び溶融炉	火格子面積が1m ² 以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が200kVA以上であること。
10	無機化学工業品又は食料品の製造の用に供する反応炉（カーボンブラック製造用燃焼装置を含む。）及び直火炉（26の項に掲げるものを除く。）	
11	乾燥炉（14の項及び23の項に掲げるものを除く。）	
12	製鋇、製鋼又は合金鉄若しくはカーバイドの製造の用に供する電気炉	変圧器の定格容量が1,000kVA以上であること。

令別表第 1の番号	施 設 名	規 模 用 件
13	廃棄物焼却炉	火格子面積が 2 m ² 以上であるか、又は焼却能力が 1 時間当たり 200 kg 以上であること。
14	銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、 焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、溶鋳炉 （溶鋳用反射炉を含む。）、転炉、溶解炉及 び乾燥炉	原料の処理能力が 1 時間当たり 0.5 t 以上であるか、火格子面積が 0.5 m ² 以上であるか、羽口面断面積が 0.2 m ² 以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 20 リットル以上であること。
15	カドミウム系顔料又は炭酸カドミウムの製造 の用に供する乾燥施設	容量が 0.1m ³ 以上であること。
16	塩素化エチレンの製造の用に供する塩素急速 冷却施設	原料として使用する塩素（塩化水素にあっては塩素換算量）の処理能力が 1 時間当たり 50 kg 以上であること。
17	塩化第二鉄の製造の用に供する溶解槽	
18	活性炭の製造（塩化亜鉛を使用するものに 限る。）の用に供する反応炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 3 リットル以上であること。
19	化学製品の製造の用に供する塩素反応施設、 塩化水素反応施設及び塩化水素吸収施設（塩 素ガス又は塩化水素ガスを使用するものに 限り、前 3 項に掲げるもの及び密閉式のものを 除く。）	原料として使用する塩素（塩化水素にあっては、塩素換算量）の処理能力が 1 時間当たり 50 kg 以上であること。
20	アルミニウムの製錬の用に供する電解炉	電流容量が 30 kA 以上であること。
21	燐、燐酸、燐酸質肥料又は複合肥料の製造 （原料として燐鉱石を使用するものに 限る。）の用に供する反応施設、濃縮施設、焼 成炉及び溶解炉	原料として使用する燐鉱石の処理能力が 1 時間当たり 80 kg 以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50 リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が 200 kvA 以上であること。
22	弗酸の製造の用に供する凝縮施設、吸収施設 及び蒸溜施設（密閉式のものを除く。）	伝熱面積が 10m ² 以上であるか、又はポンプの動力が 1Kw 以上であること。
23	トリポリ燐酸ナトリウムの製造（原料として 燐鉱石を使用するものに限る。）の用に供す る反応施設、乾燥炉及び焼成炉。	原料の処理能力が 1 時間当たり 80 kg 以上であるか、火格子面積が 1m ² 以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50 リットル以上であること。
24	鉛の第 2 次精錬（鉛合金の製造を含む。）又 は鉛の管、板若しくは線の製造の用に供する 溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 10 リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が 40 kvA 以上であること。
25	鉛蓄電池の製造の用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 4 リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が 20 kvA 以上であること。
26	鉛系顔料の製造の用に供する溶解炉、反射 炉、反応炉及び乾燥施設	容量が 0.1m ³ 以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 4 リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が 20 kvA 以上であること。
27	硝酸の製造の用に供する吸収施設、漂白施設 及び濃縮施設	硝酸を合成し、漂白し、又は濃縮する能力が 1 時間当たり 100 kg 以上であること。
28	コークス炉	原料の処理能力が 1 日当たり 20 t 以上であること。

令別表第1の番号	施設名	規模要件
29	ガスタービン	燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50 リットル以上であること。
30	ディーゼル機関	
31	ガス機関	燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 35 リットル以上であること。
32	ガソリン機関	

(2) 揮発性有機化合物 (VOC) 排出施設 (大気汚染防止法施行令別表第1の2) (施行令第2条の3関係)

令別表第1の2の番号	施設名	規模要件
1	揮発性有機化合物を溶剤として使用する化学製品の製造の用に供する乾燥施設 (揮発性有機化合物を蒸発させるためのものに限る。以下同じ。)	送風機の送風能力 (送風機が設置されていない施設にあっては、排風機の排風能力。以下同じ。) が1時間当たり 3,000 m ³ 以上のもの
2	塗装施設 (吹付塗装を行うものに限る。)	排風機の排風能力が1時間当たり 100,000 m ³ 以上のもの
3	塗装の用に供する乾燥施設 (吹付塗装及び電着塗装に係るものを除く。)	送風機の送風能力が1時間当たり 10,000 m ³ 以上のもの
4	印刷回路用銅張積層板、粘着テープ若しくは粘着シート、はく離紙又は包装材料 (合成樹脂を積層するものに限る。) の製造に係る接着の用に供する乾燥施設	送風機の送風能力が1時間当たり 5,000 m ³ 以上のもの
5	接着の用に供する乾燥施設 (前項に掲げるもの及び木材又は木製品 (家具を含む。) の製造の用に供するものを除く。)	送風機の送風能力が1時間当たり 15,000 m ³ 以上のもの
6	印刷の用に供する乾燥施設 (オフセット輪転印刷に係るものに限る。)	送風機の送風能力が1時間当たり 7,000 m ³ 以上のもの
7	印刷の用に供する乾燥施設 (グラビア印刷に係るものに限る。)	送風機の送風能力が1時間当たり 27,000 m ³ 以上のもの
8	工業の用に供する揮発性有機化合物による洗浄施設 (当該洗浄施設において洗浄の用に供した揮発性有機化合物を蒸発させるための乾燥施設を含む。)	洗浄施設において揮発性有機化合物が空気に接する面の面積が 5 m ² 以上のもの
9	ガソリン、原油、ナフサその他の温度 37.8 度において蒸気圧が 20 キロパスカルを超える揮発性有機化合物の貯蔵タンク (密閉式及び浮屋根式 (内部浮屋根式を含む。)) のものを除く。)	容量が 1,000 kl 以上のもの (ただし、既設のタンクは、容量が 2,000 kl 以上のものについて適用)

注) 「送風機の送風能力」が規模の指標となっている施設で、送風機がない場合は、排風機の排風能力を指標とする。

注) 「乾燥施設」には、「焼付施設」も含まれる。

注) 「乾燥施設」はVOCを蒸発させるためのもの、「洗浄施設」はVOCを洗浄剤として用いるものである。

VOCとは: Volatile Organic Compounds の略。代表的な物質としては、トルエン、キシレン、酢酸エチルなど (主なもので 200 種類)。

S P Mや光化学オキシダントの原因物質の一つ。

(3) 水銀排出施設（大気汚染防止法施行規則別表第3の3）（施行規則第5条の2、第16条の11関係）

石炭燃焼ボイラー

施 設	規 模
①石炭ボイラー（この表の②に掲げるものを除く）（別表2の項）	伝熱面積が10 m ² 以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上のもの。
②小型石炭混焼ボイラー（別表1の項）	伝熱面積が10 m ² 以上であるか又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であるもののうち、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり10万リットル未満のもの。

非鉄金属製造に用いられる精錬及び焙焼の工程（一次施設）

施 設	規 模
①金属の精錬（銅又は金を精錬するものに限る。）の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、煅焼炉、溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。）、転炉及び平炉（この表の⑤に掲げるものを除く。）（別表3の項）	原料の処理能力が1時間当たり1t以上であるもの。
②金属の精錬（鉛又は亜鉛を精錬するものに限る。）の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、煅焼炉、溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。）、転炉及び平炉（この表の⑥に掲げるものを除く。）（別表4の項）	原料の処理能力が1時間当たり1t以上であるもの。
③金属の精錬（銅又は金を精錬するものに限る。）の用に供する溶解炉（専ら粗銅、粗銀又は粗金を原料とするもの、こしき炉及びこの表の⑤に掲げるものを除く。）（別表3の項）	火格子面積が1m ² 以上であるか、羽口面断面積が0.5m ² 以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が200kVA以上であるもの。
④金属の精錬（鉛又は亜鉛を精錬するものに限る。）の用に供する溶解炉（専ら粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とするもの、こしき炉及びこの表の⑥に掲げるものを除く。）（別表4の項）	火格子面積が1m ² 以上であるか、羽口面断面積が0.5 m ² 以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が200kVA以上であるもの。
⑤銅の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。）、転炉、溶解炉（専ら粗銅を原料とするものを除く。）及び乾燥炉（別表3の項）	原料の処理能力が一時間当たり0.5t以上であるか、火格子面積が0.5m ² 以上であるか、羽口面断面積が0.2m ² 以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり20リットル以上であるもの。
⑥鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。）、転炉、溶解炉（専ら粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とするものを除く。）及び乾燥炉（別表4の項）	原料の処理能力が一時間当たり0.5t以上であるか、火格子面積が0.5m ² 以上であるか、羽口面断面積が0.2m ² 以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり20リットル以上であるもの。

非鉄金属製造に用いられる精錬及び焙焼の工程(二次施設)

施 設	規 模
①金属の精錬（銅、鉛又は亜鉛を精錬するものに限る。）の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、煨焼炉、溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。）、転炉及び平炉（この表の⑤及び⑦に掲げるものを除く。） (別表 5 の項)	原料の処理能力が 1 時間当たり 1t 以上であるもの。
②金属の精錬（金を精錬するものに限る。）の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、煨焼炉、溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。）、転炉及び平炉（この表の④に掲げるものを除く。） (別表 6 の項)	原料の処理能力が 1 時間当たり 1t 以上であるもの。
③金属の精錬（銅、鉛又は亜鉛を精錬するものに限る。）の用に供する溶解炉（専ら粗銅、粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とするもの、こしき炉並びにこの表の⑤、⑥及び⑦に掲げるものを除く。） (別表 5 の項)	火格子面積が 1m ² 以上であるか、羽口面断面積が 0.5m ² 以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50 リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が 200kVA 以上であるもの。
④金属の精錬（金を精錬するものに限る。）の用に供する溶解炉（専ら粗銀又は粗金を原料とするもの及びこしき炉を除く。） (別表 6 の項)	火格子面積が 1m ² 以上であるか、羽口面断面積が 0.5m ² 以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50 リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が 200kVA 以上であるもの。
⑤銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。）、転炉、溶解炉（専ら粗銅、粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とするものを除く。）及び乾燥炉（この表の⑦に掲げるものを除く。） (別表 5 の項)	原料の処理能力が 1 時間当たり 0.5t 以上であるか、火格子面積が 0.5m ² 以上であるか、羽口面断面積が 0.2m ² 以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 20 リットル以上であるもの。
⑥鉛の二次精錬（鉛合金の製造を含まない。）の用に供する溶解炉 (別表 5 の項)	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 10 リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が 40kVA 以上であるもの。
⑦亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鋳炉、溶解炉及び乾燥炉 (別表 5 の項)	原料の処理能力が 1 時間当たり 0.5t 以上であるもの。

廃棄物焼却炉

施 設	規 模
①廃棄物焼却炉（専ら自ら産業廃棄物の処分を行う場合であって、廃棄物処理法施行令第7条第5号に規定する廃油の焼却炉の許可のみを有し、原油を原料とする精製工程から排出された廃油以外のものを取り扱うもの及びこの表の②に掲げるものを除く。）（別表8の項）	火格子面積が2m ² 上であるか、又は焼却能力が1時間当たり200kg以上のもの。
②廃棄物焼却炉のうち、水銀回収義務付け産業廃棄物又は水銀含有再生資源を取り扱うもの（別表9の項）	裾切りなし。

セメントクリンカー製造施設

施 設	規 模
セメントの製造の用に供する焼成炉（別表7の項）	火格子面積が1m ² 以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が200kVA以上であるもの。

(4) 一般粉じん発生施設 (大気汚染防止法施行令別表第2) (施行令第3条関係)

令別表第2 の番号	施 設	規 模
1	コークス炉	原料処理能力が1日当たり50 t 以上であること。
2	鉱物(コークスを含み、石綿を除く。以下同じ。)又は土石の堆積場	面積が1,000 m ² 以上であること。
3	ベルトコンベア及びバケットコンベア(鉱物、土石又はセメントの用に供するものに限り、密閉式のものを除く。)	ベルトの幅が75 cm以上であるか、又はバケットの内容積が0.03 m ³ 以上であること。
4	破砕機及び摩砕機(鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。)	原動機の定格出力が75 Kw以上であること。
5	ふるい(鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。)	原動機の定格出力が15 Kw以上であること。

(5) 特定粉じん発生施設 (大気汚染防止法施行令別表第2の2) (施行令第3条の2関係)

令別表 第2の2 の番号	施 設	規 模
1	解綿用機械	原動機の定格出力が3.7 Kw以上であること。
2	混合機	
3	紡織用機械	
4	切断機	原動機の定格出力が2.2 Kw以上であること。
5	研磨機	
6	切削用機械	
7	破砕機及び摩砕機	
8	プレス(剪断加工用のものに限る。)	
9	穿孔機	
備考 石綿を含有する製品の製造の用に供する施設に限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。		

(6) 特定粉じん排出等作業（大気汚染防止法第 18 条の 17、施行令第 3 条の 4）

特定工事のうち、特定粉じんを多量に発生し、又は飛散させる原因となる特定建築材料として政令で定めるものに係る特定粉じん排出等作業を伴うものの発注者又は自主施工者は、当該特定粉じん排出等作業の開始の日の 14 日前までに、都道府県知事に届け出なければならない。

○特定建築材料が使用されている建築物を解体し、改造し、又は補修する作業が対象。

○特定建築材料が使用されている工作物を解体し、改造し、又は補修する作業は平成 18 年から規制対象に追加された。

特定建築材料とは、吹付け石綿、石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材（石綿が 0.1% を超えて含まれているもの）のこと。

石綿事前調査結果の報告について

令和 4 年 4 月 1 日以降に着工する、一定規模以上の建築物又は工作物の解体等工事では、石綿の使用の有無を調査した結果を都道府県又は大防法政令市に報告する必要があります。

石綿事前調査結果報告システム URL：<https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp/shinsei/>

また、令和 5 年 10 月 1 日以降に着工する工事では、石綿の調査を「**建築物石綿含有建築材調査者**」、または令和 5 年 9 月 31 日までに日本アスベスト調査診断協会に登録されたものが行う必要があります。

建築物石綿含有建材調査者とは※石綿総合情報ポータルサイト 建築物石綿含有建材調査者より一部抜粋

建築物石綿含有建材調査者の資格を取得するには、建築物石綿含有建材調査者講習を受講し、修了する必要があります。

- 一般建築物石綿含有建材調査者
一般建築物石綿含有建材調査者に係る講習を修了した者で、すべての建築物の調査を行う資格
- 一戸建て等石綿含有建材調査者
一戸建て住宅および共同住宅の内部に限った調査（共用部分は除く）を行う資格
- 特定建築物石綿含有建材調査者
一般建築物石綿含有建材調査者の講習内容に加えて、実地研修や、口述試験を追加したもので、全ての建築物の調査を行う資格

石綿飛散及びばく露防止対策の概要（建築物の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアルより）

石綿含有建材除去等の工法	切断等による除去				切断等によらない除去			封じ込め、囲い込み	
	石綿含有吹付け材		石綿含有保温材等		屋根用折版裏断熱材	石綿含有保温材等		切断等を伴う	切断等を伴わない ²⁾
建築材料の種類	石綿含有吹付け材		石綿含有保温材等			屋根用折版裏断熱材	石綿含有保温材等		石綿含有吹付け材
石綿含有建材除去等作業時の飛散防止方法	作業場を負圧隔離養生等	特殊工法（例 グローブバッグの場合） ¹⁾	作業場を負圧隔離養生等	特殊工法（例 グローブバッグの場合） ¹⁾	断熱材を折版に付けたままの除去	湿潤化して原形のまま取り外し	非石綿部での切断による除去	作業場を負圧隔離養生等	作業場を隔離養生(負圧不要)等
事前調査	要	要	要	要	要	要	要	要	要
事前調査結果の報告及び備え付け	要	要	要	要	要	要	要	要	要
作業計画作成	要	要	要	要	要	要	要	要	要
特定粉じん排出等作業届出	要	要	要	要	要	要	不要 (安衛法 石綿則は要)	要	要
事前調査結果の掲示	要	要	要	要	要	要	要	要	要
作業実施の掲示	要	要	要	要	要	要	要	要	要
隔離	負圧隔離養生	グローブバッグ	負圧隔離養生	グローブバッグ	隔離養生(負圧養生) ^{*3}	隔離養生(負圧養生) ^{*3}	不要	負圧隔離養生	隔離養生(負圧養生) ^{*3}
セキュリティゾーン設置	要	不要	要	不要	不要 ^{*2}	不要	不要	要	不要
負圧の確保、集じん・排気装置の設置	要	高性能真空掃除機による除じん	要	高性能真空掃除機による除じん	不要 ^{*2}	不要	不要	要	不要
湿潤化	常時要	常時要	常時要	常時要	常時要	常時要	不要	常時要	常時要
清掃・粉じん飛散防止処理	要	要	要	要	要	要	通常不要	要	要
取り残し等の確認	要	要	要	要	要	要	要	要	要
隔離解除のための粉じん飛散状況確認	要	—	要	—	—	—	—	要	—
事前調査結果、作業内容の記録・保管	要	要	要	要	要	要	要	要	要

備考：「要」は法令上求められる措置を示す。

1) グローブバッグは、局所的に使用されるものである。

2) 石綿含有吹付け材の囲い込み、または石綿含有保温材等の封じ込め若しくは囲い込みの場合のみ。石綿含有吹付け材の封じ込めを行う場合は、切断等の有無に係らず作業場の負圧隔離養生等を行う。

3) 劣化による飛散が想定される場合は、負圧隔離養生等を行う。また、劣化により切断等によらない工法で除去等を行うことが難しい場合は、切断等による工法で除去を行う。

石綿含有建材除去等の工法	切断等によらない除去	切断等による除去	切断等によらない除去	切断等による除去	切断等による除去 (電動工具は使用しない)	切断等による除去 (電動工具を用いて除去)		
建築材料の種類	石綿含有成形板等				石綿含有仕上塗材			
	石綿含有成形板等		石綿含有けい酸カルシウム板第1種					
石綿含有建材除去等作業時の飛散防止方法	原形のまま取り外し	湿潤化等	原形のまま取り外し	作業場を隔離養生(負圧不要)等	湿潤化		作業場を隔離養生等	
					(例 高圧水洗除去)	(例 剥離剤併用手工具ケレン除去)	(例 ディスクグラインダー除去)	(例 集塵機付きディスクグラインダー除去(HEPA フィルター付))
事前調査	要	要	要	要	要	要	要	要
事前調査結果の報告	要	要	要	要	要	要	要	要
事前調査結果の備え付け	要	要	要	要	要	要	要	要
作業計画の作成	要	要	要	要	要	要	要	要
特定粉じん排出等作業届出	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要
事前調査結果の掲示	要	要	要	要	要	要	要	要
作業実施の掲示	要	要	要	要	要	要	要	要
隔離	—	—	—	隔離養生(負圧不要)	—	—	隔離養生(負圧不要)	— (同等の措置の要件を満たす場合)
湿潤化	— ¹⁾	常時要	— ¹⁾	常時要	常時要	常時要	常時要	— (同等の措置の要件を満たす場合)
(飛沫防止等の養生)					○ ²⁾	○ ²⁾		
(床防水養生)					○ ²⁾			
(汚染水処理)					○ ²⁾			
清掃	要	要	要	要	要	要	要	要
取り残し等の確認	要	要	要	要	要	要	要	要
事前調査結果、作業内容の記録・保管	要	要	要	要	要	要	要	要

備考：「要」は法令上求められる措置を示す。

1) 粉じん飛散防止のために実施することが望ましい。

2) 「○」は適切な石綿飛散防止対策のために実施が必要な措置を示す。

特定建築材料の具体例（大気汚染防止法施行令第3条の3）

石綿を飛散させる原因となる建築材料（特定建築材料といいます）が使用されている建築物又は工作物を解体、改造、補修する作業が対象となります。

特定建築材料とは、吹付け石綿、石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材、石綿含有成型板等、石綿含有仕上塗材（石綿が質量の0.1%を超えて含まれているもの）の事です。

特定建築材料に該当する建築材料の例（環境省 HP 引用）

材料の区分		建築材料の具体例	使用箇所の例（使用目的）
レベル1	吹付け石綿	①吹き付け石綿 ②石綿含有吹付けロックウール（乾式・湿式） ③石綿含有パーミキュライト（ひる石）吹付け材 ④石綿含有パーライト吹付け材	壁、天井、鉄骨（防火、大家、吸音性等の確保）
レベル2	石綿を含有する断熱材（吹付け石綿を除く）	①屋根用折版裏断熱材 ②煙突用断熱材	屋根裏、煙突（結露防止、断熱）
	石綿を含有する保温材（吹付け石綿を除く）	①石綿保温材 ②石綿含有けいそう土保温材 ③石綿含有パーライト保温材 ④石綿含有けい酸カルシウム保温材 ⑤石綿含有ひる石保温材 ⑥石綿含有水練り保温材	ボイラー、化学プラント、焼却炉、ダクト、配管の曲線部（保温）
	石綿を含有する耐火被覆材（吹付け石綿を除く）	①石綿含有耐火被覆板 ②石綿含有けい酸カルシウム板第二種 ③石綿含有被覆塗材	鉄骨部分、鉄骨柱、エレベーター（吹付け石綿の代わりとして耐火性能の確保、化粧目的）
レベル3	石綿を含有する仕上塗材	①石綿含有建築用仕上塗材	建築物の内外装仕上 建築用下地調整塗材
	石綿含有成型板等	①スレートボード、スレート波板、窯業系サイディング、押出成形セメント板、けい酸カルシウム板第1種 ②スレート波板、住宅屋根用化粧スレート ③スレートボード、スラグせっこう板、パーライト板、パルプセメント板、けい酸カルシウム板第1種、せっこうボード、ロックウール吸音天井板、ソフト巾木 ④ビニル床タイル、長尺塩ビシート、フリーアクセスフロア材 ⑤セメント円筒 ⑥セメント管、ジョイントシート、紡織品、パッキン	①外壁・軒天 ②屋根 ③内壁・天井 ④床 ⑤煙突 ⑥その他

※レベル3の石綿を含有する仕上塗材には、レベル1の石綿含有パーミキュライト（ひる石）吹付け材及び石綿含有パーライト吹付け材は含まれません。

備考：大気汚染防止法において、解体等工事の元請業者又は自主施工者は、建築物又は工作物の解体等を行うときは、あらかじめ特定建築材料の使用の有無を調査することなどが義務づけられています。

※石綿障害予防規則（石綿則）第6条（吹き付けられた石綿等の除去等に係る措置）（抜粋）

第6条 事業者は、次の各号のいずれかの作業に労働者を従事させるときは、次項に定める措置を講じなければならない。ただし、当該措置と同等以上の効果を有する措置を講じたときは、この限りでない。

- 一 壁、柱、天井等に石綿等が吹き付けられた建築物又は船舶の解体等の作業を行う場合における当該石綿等を除去する作業
 - 二 前条第一項第一号に掲げる作業（第十三条第一項第一号に掲げる作業を伴うものに限る。）
 - 三 第十条第一項の規定による石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業（囲い込みの作業にあつては、第十三条第一項第一号に掲げる作業を伴うものに限る。）
- 2 事業者が講ずる前項本文の措置は、次の各号に掲げるものとする。
- 一 前項各号に掲げる作業を行う作業場所（以下この項において「石綿等の除去等を行う作業場所」という。）を、それ以外の作業を行う作業場所から隔離すること。
 - 二 石綿等の除去等を行う作業場所にろ過集じん方式の集じん・排気装置を設け、排気を行うこと。
 - 三 石綿等の除去等を行う作業場所の出入口に前室、洗身室及び更衣室を設置すること。これらの室の設置に当たっては、石綿等の除去等を行う作業場所から労働者が退出するときに、前室、洗身室及び更衣室をこれらの順に通過するように互いに接続させること。
 - 四 石綿等の除去等を行う作業場所及び前号の前室を負圧に保つこと。
 - 五 第一号の規定により隔離を行った作業場所において初めて前項各号に掲げる作業を行う場合には、当該作業を開始した後速やかに、第二号のろ過集じん方式の集じん・排気装置の排気口からの石綿等の漏えいの有無を点検すること。
 - 六 その日の作業を開始する前に、第三号の前室が負圧に保たれていることを点検すること。
 - 七 前二号の点検を行った場合において、異常を認めるときは、直ちに前項各号に掲げる作業を中止し、ろ過集じん方式の集じん・排気装置の補修又は増設その他の必要な措置を講ずること。
- 3 事業者は、前項第一号の規定により隔離を行ったときは、隔離を行った作業場所内の石綿等の粉じんを処理するとともに、第一項第一号又は第二号に掲げる作業を行った場合にあっては、吹き付けられた石綿等又は張り付けられた保温材、耐火被覆材等を除去した部分を湿潤化した後でなければ、隔離を解いてはならない。

大気汚染防止法施行規則別表第七第一の項下欄柱書の「**同等以上の効果を有する措置**」
石綿則第6条ただし書きにより、粉じん飛散防止に関し隔離措置と同等の措置と判断できる工法

- ① 集じん装置併用手工具ケレン工法
- ② 集じん装置付き高圧水洗工法（15MPa以下、30～50MPa程度）
- ③ 集じん装置付き超高圧水洗工法（100MPa以上）
- ④ 超音波ケレン工法（HEPAフィルター付き掃除機併用）
- ⑤ 剥離剤併用手工具ケレン工法
- ⑥ 剥離剤併用高圧水洗工法（30～50MPa程度）
- ⑦ 剥離剤併用超高圧水洗工法（100MPa以上）
- ⑧ 剥離剤併用超音波ケレン工法
- ⑨ 集じん装置付きディスクグラインダーケレン工法

2 届出事務

(1) 届出の概要

届出の種類	根拠条文	届出義務者等	制約事項等
ばい煙発生施設の設置	第6条 第1項	ばい煙を大気中に排出する者が、ばい煙発生施設を設置しようとするとき	届出が受理された日から60日を経過した後でなければ、その届出に係る施設の設置、構造等の変更をしてはならない。(第10条第1項、第17条の9、第18条の9、第18条の27) ただし、届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、期間を短縮することができる。(第10条第2項、第17条の13、第18条の13、第18条の31)
揮発性有機化合物排出施設の設置	第17条の5 第1項	揮発性有機化合物を大気中に排出する者が、揮発性有機化合物施設を設置しようとするとき	
水銀排出施設の設置	第18条の23 第1項	水銀等を大気中に排出するものが、水銀排出施設を設置しようとするとき	
特定粉じん発生施設の設置	第18条の6 第1項	特定粉じんを大気中に排出し、又は飛散させる者が、特定粉じん発生施設を設置しようとするとき	
ばい煙発生施設の構造等の変更	第8条 第1項	ばい煙発生施設の構造、使用の方法、ばい煙の処理の方法の変更をしようとするとき	
揮発性有機化合物排出施設の構造等の変更	第17条の7 第1項	揮発性有機化合物施設の構造、使用の方法、揮発性有機化合物の処理の方法の変更をしようとするとき	
水銀排出施設の構造等の変更	第18条の25 第1項	ばい煙発生施設の構造、使用の方法、ばい煙の処理の方法の変更をしようとするとき	
特定粉じん発生施設の構造等の変更	第18条の6 第3項	特定粉じん発生施設の構造、使用の方法、特定粉じんの処理又は飛散の防止の方法の変更をしようとするとき	
一般粉じん発生施設の設置	第18条 第1項	一般粉じん発生施設を設置しようとする者	
一般粉じん発生施設の構造等の変更	第18条 第3項	一般粉じん発生施設の構造、使用及び管理の方法の変更をしようとするとき	
ばい煙発生施設の使用	第7条 第1項	法改正等で新たにばい煙発生施設となった際、現にその施設を設置(設置の工事)している者であってばい煙を大気中に排出する者	当該施設がばい煙発生施設となった日から30日以内に、届け出なければならない。
揮発性有機化合物排出施設の使用	第17条の6 第1項	法改正等で新たに揮発性有機化合物排出施設となった際、現にその施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)であって揮発性有機化合物を大気中に排出する者	当該施設が揮発性有機化合物排出施設となった日から30日以内に、届け出なければならない。
水銀排出施設の使用	第18条の24 第1項	法改正等で新たに水銀排出施設となった際、現にその施設を設置(設置の工事)している者	当該施設が水銀排出施設となった日から30日以内に、届け出なければならない。
一般粉じん発生施設の使用	第18条の2 第1項	法改正等で新たに一般粉じん発生施設となった際、現にその施設を設置(設置の工事)している者	当該施設が一般粉じん発生施設となった日から30日以内に、届け出なければならない。

届出の種類	根拠条文	届出義務者等	制約事項等
特定粉じん発生施設の使用	第 18 条の 7 第 1 項	一の施設が特定粉じん発生施設となった際現にその施設を設置（設置の工事）している者であって特定粉じんを大気中に排出し、又は飛散させる者	当該施設が特定粉じん発生施設となった日から 30 日以内に、届け出なければならない。
氏名の変更等	第 11 条 第 17 条の 13 第 2 項 第 18 条の 13 第 2 項 第 18 条の 31 第 2 項	ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、水銀排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設の届出者に係る氏名又は名称、住所、法人にあっては、その代表者の氏名に変更があったとき。 工場又は事業場の名称、所在地に変更があったとき。 ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、水銀排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設の使用を廃止したとき。	変更又は廃止があった日から 30 日以内に、届け出なければならない。
承継	第 12 条 第 3 項 第 17 条の 13 第 3 項 第 18 条の 13 第 2 項 第 18 条の 31 第 2 項	ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、水銀排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設を譲り受け、又は借り受けた者。 ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、水銀排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設の届出をした者について相続、合併又は分割があったとき。	承継があった日から 30 日以内に、届け出なければならない。
特定粉じん排出等作業の実施の届出	第 18 条の 17 第 1 項	特定粉じん排出等作業を伴う建設工事（以下「特定工事」という。）の発注者（建設工事（他の者から請け負ったものを除く。）の注文者をいう。以下同じ。）又は特定工事を請負契約によらないで自ら施工する者。	特定粉じん排出等作業の開始の日の 14 日前までに、届け出なければならない。 災害その他非常の事態の発生により特定粉じん排出等作業を緊急に行う必要がある場合は、速やかに、届け出なければならない。
解体等工事に係る調査及び説明等	第 18 条の 15 第 6 項	解体等工事の元請業者又は自主施工者は、第 1 項又は第 4 項の規定による調査を行ったときは、遅滞なく、環境省令で定めるところにより、当該調査の結果を都道府県知事に報告しなければならない。	① 建築物を解体する作業を伴う建設工事※1 であって、当該作業の対象となる床面積の合計が 80 ㎡以上であるもの ② 建築物を改造し、又は補修する作業を伴う建設工事※1 であって、当該作業の請負代金の合計額※2 が 100 万円以上であるもの ③ 工作物※3 を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事※1 であって、当該作業の請負代金の合計額が 100 万円以上であるもの

(2) 届出先

施設等の種類	届出先
ばい煙発生施設 揮発性有機化合物排出施設 水銀排出施設 一般粉じん発生施設 特定粉じん発生施設 特定粉じん排出等作業 ※解体等工事に係る調査結果	長崎市環境部環境政策課 ※石綿事前調査結果報告システム
電気事業法に規定する電気工作物、ガス事業法に規定するガス工作物又は鉱山保安法に規定する建設物、工作物その他の施設であるばい煙発生施設、一般粉じん発生施設又は特定粉じん発生施設	経済産業省 九州産業保安監督部

3 排出基準等

(1) ばい煙発生施設に係るいおう酸化物の排出基準 (大気汚染防止法施行規則第3条)

$$q = K \times He^2 \times 10^{-3}$$

q : いおう酸化物許容排出量 (Nm³/h)

K : K 値 $\left[\begin{array}{l} \text{旧長崎市及び旧香焼町のK値：} \mathbf{8.76} \\ \text{その他の旧6町のK値：} \mathbf{17.5} \end{array} \right]$

He : 補正された排出口の高さ (m)

(大気汚染防止法施行規則第3条第2項により算定)

旧長崎市及び旧香焼町以外のその他の旧6町の区域

伊王島町1丁目、伊王島町2丁目、高島町、以下宿町、野母崎樺島町、黒浜町、高浜町、南越町、野母町、脇岬町、永田町、上黒崎町、下黒崎町、西出津町、東出津町、新牧野町、赤首町、神浦扇山町、神浦北大中尾町、神浦上大中尾町、神浦下大中尾町、神浦丸尾町、神浦江川町、神浦上道德町、神浦下道德町、神浦口福町、神浦向町、神浦夏井町、上大野町、下大野町、池島町、蚊焼町、川原町、為石町、椿が丘町、藤田尾町、布巻町、晴海台町、宮崎町、琴海尾戸町、琴海大平町、琴海形上町、長浦町、琴海戸根原町、琴海戸根町、琴海村松町、西海町

次に掲げる施設については、当分の間適用猶予。

○伝熱面積が10平方メートル未満かつ燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であるボイラー(以下旧小型ボイラー)であり、昭和60年9月9日までに設置の工事が着手されたもの

○非常用のガスタービン、ディーゼル機関、ガス機関及びガソリン機関

昭和63年1月31日までに設置の工事が着手されたガスタービン又はディーゼル機関のうち、排出ガス量が1万m³未満のもの

(2) ばい煙発生施設に係るばいじんの排出基準 (大気汚染防止法施行規則別表第2)

規則別表第2の項	令別表第1の項	施設名	最大排出ガス量 (万Nm ³ /h)	排出基準 (g/Nm ³)		On (%)	備考
				S57.5.31 以前に 設置	S57.6.1 以後に 設置		
1		ボイラーのうちガスを専焼させるもの(5の項に掲げるものを除く。)	4以上	0.05	0.05	5	
			4未満	0.1	0.1	5	
2		ボイラーのうち重油その他の液体燃料(紙パルプの製造に伴い発生する黒液を除く。)を専焼させるもの並びにガス及び液体燃料を混焼させるもの(5の項に掲げるものを除く。)	20以上	0.07	0.05	4	
			20未満 4以上	0.18	0.15	4	
			4未満 1以上	0.25	0.25	4	
			1未満	0.30	0.30	Os	Onは当分の間Os
3	1	ボイラーのうち紙パルプの製造に伴い発生する黒液を専焼させるもの並びに紙パルプの製造に伴い発生する黒液及びガス又は液体燃料を混焼させるもの(5の項に掲げるものを除く。)	20以上	0.20	0.15	Os	
			20未満 4以上	0.35	0.25	Os	
			4未満	0.35	0.30	Os	
4		ボイラーのうち石炭を燃焼させるもの(次項に掲げるものを除く。)	20以上	0.15 ※1	0.10	6	※1 平成7年7月2日までの間、発熱量20,930.25kJ(5,000kcal)/kg以下の石炭のみを燃焼させており、かつ、平成7年7月3日以後、発熱量23,023.275kJ(5,500kcal)/kg以下の石炭のみを燃焼させるものに限り、当分の間、0.45g/Nm ³ とする。この場合において、当該ばいじんの量は、次の式により算出されたばいじんの量とする。 $C = \frac{15}{21 - O_s} \times C_s$
			20未満 4以上	0.25 ※1	0.20	6	
			4未満	0.35 ※1	0.30	6	
5		ボイラーのうち触媒再生塔に附属するもの		0.30	0.20	4	
6		ボイラーのうち前各項に掲げるもの以外のもの	4以上	0.30	0.30	6	Onは当分の間Os
			4未満	0.40	0.30	6	Onは当分の間Os

※旧小型ボイラーについては後述あり

規則別表第2の項	令別表第1の項	施設名	最大排出ガス量 (万Nm ³ /h)	排出基準 (g/Nm ³)		On (%)	備考
				S57.5.31 以前に 設置	S57.6.1 以後に 設置		
				7	2		
8	2	加熱炉		0.10	0.10	7	
9	3	焙焼炉	4以上	0.10	0.10	0s	
			4未満	0.15	0.15	0s	
10	3	焼結炉のうちフェロマンガンの製造の用に供するもの		0.20	0.20	0s	
11	3	焼結炉のうち前項に掲げるものの以外のもの		0.15	0.15	0s	
12	3	か焼炉	4以上	0.25	0.20	0s	
			4未満	0.30	0.25	0s	
13	4	溶鉱炉のうち高炉		0.05	0.05	0s	
14		溶鉱炉のうち前項に掲げるものの以外のもの		0.15	0.15	0s	
15		転炉		0.10 ※2	0.10	0s	※2 燃焼型のもは当分の間 0.13
16		平炉	4以上	0.10	0.10	0s	
	4未満		0.20	0.20	0s		
17	5	金属溶解炉	4以上	0.10	0.10	0s	
			4未満	0.20 ※3	0.20	0s	※3 アルミニウムの地金若しくは合金の製造又はアルミニウムの再生の用に供する反射炉は当分の間 0.30
18	6	金属加熱炉	4以上	0.15	0.10	0s	Onは当分の間0s
			4未満	0.25	0.20	0s	Onは当分の間0s

規則別表第2の項	令別表第1の項	施設名	最大排出ガス量 (万Nm ³ /h)	排出基準 (g/Nm ³)		On (%)	備考
				S57.5.31 以前に 設置	S57.6.1 以後に 設置		
19	7	石油加熱炉	4以上	0.10	0.10	6	
			4未満 1以上	0.15	0.15	6	
			1未満	0.15 ※4	0.15	6	※4 潤滑油の製造の用に供する ものに限り、当分の間0.18
20	8	触媒再生塔		0.30	0.20	6	
21	8の2	硫黄回収燃焼炉		0.10	0.10	8	
22	9	焼成炉（石灰焼成炉に限る。）のうち土中釜		0.40	0.40	15	
23		焼成炉（石灰焼成炉に限る。）のうち前項に掲げるもの以外のもの		0.30	0.30	15	
24		焼成炉のうちセメントの製造の用に供するもの		0.10	0.10	10	
25		焼成炉のうち耐火レンガ又は耐火物原料の製造の用に供するもの	4以上	0.10	0.10	18	
			4未満	0.20	0.20	18	
26		焼成炉のうち前4項に掲げるもの以外のもの	4以上	0.15	0.15	15	Onは当分の間0s
			4未満	0.25	0.25	15	Onは当分の間0s
27		溶融炉のうち板ガラス又はガラス繊維製品（ガラス繊維を含む。）の製造の用に供するもの	4以上	0.10	0.10	15	
			4未満	0.15	0.15	15	
28		溶融炉のうち光学ガラス、電気ガラス、又はフリットの製造の用に供するもの	4以上	0.10	0.10	16	
			4未満	0.30	0.15	16	
29	溶融炉のうち前2項に掲げるもの以外のもの	4以上	0.10	0.10	15		
		4未満	0.20	0.20	15		

規則別表第2の項	令別表第1の項	施設名	最大排出ガス量 (万Nm ³ /h)	排出基準 (g/Nm ³)		On (%)	備考
				S57.5.31 以前に 設置	S57.6.1 以後に 設置		
30	10	反応炉及び直下炉	4以上	0.15	0.15	6	Onは当分の間Os
			4未満 1以上	0.20	0.20	6	Onは当分の間Os
			1未満	0.20 ※5	0.20	6	※5 活性炭の製造の用に供するものは、当分の間0.30 Onは当分の間Os
31	11	乾燥炉のうち骨材乾燥炉	2以上	0.50	0.50	16	直接熱風乾燥炉のOnはOs
			2未満	0.60	0.50	16	直接熱風乾燥炉のOnはOs
32	11	乾燥炉のうち前項に掲げるもの以外のもの	4以上	0.15	0.15	16	直接熱風乾燥炉のOnはOs
			4未満 1以上	0.30	0.20	16	直接熱風乾燥炉のOnはOs
			1未満	0.35	0.20	16	直接熱風乾燥炉のOnはOs
33	12	電気炉のうち合金鉄（珪素の含有率が40%以上のものに限る。）の製造の用に供するもの		0.20	0.20	Os	
34		電気炉のうち合金鉄の製造の用に供するもの（前項に掲げるものを除く。）及びカーバイドの製造の用に供するもの		0.15	0.15	Os	
35		電気炉のうち前2項に掲げるもの以外のもの		0.10	0.10	Os	

規則別表第2の項	令別表第1の項	施設名	焼却能力 (kg/h)	排出基準 (g/Nm ³)		On (%)	備考
				H10.6.30 以前に 設置	H10.7.1 以後に 設置		
36	13	廃棄物焼却炉	4,000以上	0.08	0.04	12	
			4,000未満 2,000以上	0.15	0.08	12	
			2,000未満 200以上	0.25	0.15	12	

規則別表第2の項	令別表第1の項	施設名	最大排出ガス量 (万Nm ³ /h)	排出基準 (g/Nm ³)		On (%)	備考	
				S57.5.31 以前に 設置	S57.6.1 以後に 設置			
38	14	銅、鉛又は亜鉛の精錬用 焙焼炉	4以上	0.10	0.10	Os		
			4未満	0.15	0.15	Os		
39		銅、鉛又は亜鉛の精錬用 焼結炉		0.15	0.15	Os		
40		銅、鉛又は亜鉛の精錬用 溶鋳炉		0.15	0.15	Os		
41		銅、鉛又は亜鉛の精錬用 転炉		0.15	0.15	Os		
42		銅、鉛又は亜鉛の精錬用 溶解炉	4以上	0.10	0.10	Os		
			4未満 1以上	0.20	0.20	Os		
			1未満	0.30	0.20	Os		
43		銅、鉛又は亜鉛の精錬用 乾燥炉	4以上	0.15 ※6	0.15	16	※6 気流搬送型のもは当分の間0.18 直接熱風乾燥炉のOnはOs	
			4未満	0.30	0.20	16		
44		18	活性炭製造用反応炉		0.30	0.30	6	
45		20	アルミニウム製錬用電解炉		0.05	0.05	Os	
46		21	リン等製造用焼成炉		0.15	0.15	15	
47			リン等製造用溶解炉		0.20	0.20	Os	
48	23	トリポリリン酸ナトリウム製造用 乾燥炉		0.10	0.10	16	直接熱風乾燥炉のOnはOs	
49		トリポリリン酸ナトリウム製造用 焼成炉		0.15	0.15	16		
50	24	鉛の2次製錬用溶解炉	4以上	0.10	0.10	Os		
			4未満	0.20	0.20	Os		

規則別表第2の項	令別表第1の項	施設名	最大排出ガス量 (万Nm ³ h)	排出基準 (g/Nm ³)		On (%)	備考
				S57.5.31 以前に設置	S57.6.1 以後に設置		
51	25	鉛蓄電池製造用溶解炉	4以上	0.10	0.10	0s	
			4未満	0.15	0.15	0s	
52		鉛系顔料製造用溶解炉	4以上	0.10	0.10	0s	
			4未満	0.15	0.15	0s	
53	26	鉛系顔料製造用反射炉		0.10	0.10	0s	
54		鉛系顔料製造用反応炉（硝酸鉛の製造の用に供するものを除く。）		0.05	0.05	6	鉛酸化物の製造の用に供するものは0s
55	28	コークス炉		0.15	0.15	7	

規則別表第2の項	令別表第1の項	施設名	排出基準 (g/Nm ³)		On (%)	備考
			S63.1.31 以前に設置	S63.2.1 以後に設置		
56	29	ガスタービン	排出基準適用は猶予	0.05	16	非常用施設は当分の間、排出基準適用は猶予
57	30	ディーゼル機関	排出基準適用は猶予	0.10	13	非常用施設は当分の間、排出基準適用は猶予
58	31	ガス機関	0.05	0.05	0	非常用施設は当分の間、排出基準適用は猶予
59	32	ガソリン機関	0.10	0.10	0	非常用施設は当分の間、排出基準適用は猶予

	令別表第1の項	施設名	排出基準 (g/Nm ³)			On (%)	備考
			S60.9.9 以前に設置	S60.9.10～ H2.9.9に設置	H2.9.10 以後に設置		
旧小型ボイラー	1	①ガス専焼 ②軽質液体燃料専焼 ※7 ③①+②の混焼	当分の間、排出基準適用は猶予			0s	※7 軽質液体燃料は、軽油、灯油、および重油をいう。
		①②③以外の小型ボイラー	当分の間、排出基準適用は猶予	0.5	種類別の最小規模への適用基準	0s	

備考 1 酸素補正後のばいじん量の求め方

$$C = \frac{21 - O_n}{21 - O_s} \times C_s$$

C : ばいじんの量 (g / Nm³)

O_n : 大気汚染防止法施行規則別表第 2 に掲げる酸素補正值

O_s : 排出ガス中の酸素の濃度 (当該濃度が 20% を超える場合には、20% とする。)

C_s : ばいじんの量の実測値 (g / Nm³)

2 重油換算

重油 10 リットル = 液体燃料 10 リットル = ガス燃料 16 m³ = 固体燃料 16 kg である。

(3) ばい煙発生施設に係る窒素酸化物の排出基準 (大気汚染防止法施行規則別表第 3 の 2)

規則別表第 3 の 2 の項	令別表第 1 の項	施設名	最大排出ガス量 (Nm ³ /h)	排出基準 (ppm)					O _n (%)
				S48.8.9 以前に設置	S48.8.10 ~ S50.12.9 に設置	S50.12.10 ~ S52.6.17 に設置	S52.6.18 ~ S52.9.9 に設置	S52.9.10 以後に設置	
1	1	ガス専焼ボイラー	50 万以上	130	130	100	60	60	5
			50 万未満 10 万以上	130	130	100	100	100	5
			10 万未満 4 万以上	130	130	130	100	100	5
			4 万未満 1 万以上	150	150	130	130	130	5
			1 万未満	150	150	150	150	150	5

規則別表第3の2の項	令別表第1の項	施設名	最大排出ガス量 (Nm ³ /h)	排出基準 (ppm)								On (%)	
				S48.8.9 以前に設置	S48.8.10 ～ S50.12.9 に設置	S50.12.10 ～ S52.6.17 に設置	S52.6.18 ～ S54.8.9 に設置	S54.8.10 ～ S58.9.9 に設置	S58.9.10 ～ S59.9.9 に設置	S59.9.10 ～ S62.3.31 に設置	S62.4.1 以後に設置		
2	1	固体燃焼ボイラー	70万以上	400 ※1※2	300	300	300	300	300	300	300	200	6
			70万未満 50万以上	420 ※1※2	300 ※5	300	300	300	300	300	300	250	6
			50万未満 30万以上	420 ※1※2	350	300	300	300	300	300	300	250	6
			30万未満 25万以上	420	350	300	300	300	300	300	300	250	6
			25万未満 20万以上	420 ※4	350	300	300	300	300	300	300	250	6
			20万未満 10万以上	450	350	300	300	300	300	300	300	250	6
			10万未満 4万以上	450	350	300	300	300	300	300	※6 ※6	250 ※6	6
			4万未満 1万以上	450	380	350	350	350	350	350	※7 ※9	350 350	6
			1万未満 5千以上	450	380	350	350	350	350	350	※8 ※9	350 350	6
			5千未満	480	480	480	380	380	350	350	※9	350	6

※1 低品位炭（発熱量 5 千 kcal/k g 以下）を専焼するものは 480

※2 火炉分割壁放射型（火炉熱発生率 14 万 kcal/m²h 以上）で低品位炭を専焼するもの（50 万 Nm³/h 以上）は 550

※3 接線型チルチングバーナーを有し、石炭燃焼のもの（100 万 Nm³/h 以上）は 430（※1、※2 を除く）

※4 前面燃焼自然循環型（火炉熱発生率 14 万 kcal/m²h 以上）のもので、石炭を専焼させるものは 450

※5 再熱再生抽気復水式自然循環型（火炉熱発生率 20 万 kcal/m²h 以上）のもので、S58.9.10 から S59.12.31 までに固体燃焼ボイラーに転換するものは 420

※6 散布式ストーカ型で石炭を燃焼させるものは 320

※7 流動層燃焼方式で石炭を燃焼させるもの 380

※8 流動層燃焼方式で石炭を燃焼させるもの 390

※9 流動層燃焼方式のものは 360

旧小型ボイラー

規則別表第3の2の項	令別表第1の項	施設名	排出基準 (ppm)			On (%)
			S60.9.9 以前に設置	S60.9.10～ H2.9.9 に設置	H2.9.10 以後に設置	
-	1	①ガス専焼 ②軽質液体燃料専焼 ③①+②の混焼	当分の間、適用しない	当分の間、適用しない	当分の間、適用しない	5
2-2		①②③以外の 液体燃料	当分の間、適用しない	300	260	4
2-3		小型ボイラー 固体燃料	当分の間、適用しない	350	350	6

規則別 表第3 の2の 項	令別 表第1 の項	施 設 名	最大排出 ガス量 (Nm ³ /h)	排出基準 (ppm)					O _n (%)
				S48.8.9 以前に 設置	S48.8.10 ～ S50.12.9 に設置	S50.12.10 ～ S52.6.17 に設置	S52.6.18 ～ S52.9.9 に設置	S52.9.10 以後に 設置	
3.	1	液体燃焼ボイ ラー (排煙脱硫装 置付)	100万未満 50万以上	210	180	150	130	130	4
			50万未満 10万以上	210	180	150	150	150	4
			10万未満 4万以上	210 ※10	180	150	150	150	4
			4万未満 1万以上	250 ※10	250 ※10	150	150	150	4
			1万未満 5千以上	280	280	280	280	180	4
			5千未満	280 ※12	280 ※12	280 ※12	280 ※12	180	4
			50万以上	180	180	150	130	130	4
		液体燃焼ボイ ラーのうち前 項に掲げる以 外のもの	50万未満 10万以上	190	180	150	150	150	4
			10万未満 4万以上	190 ※11	180	150	150	150	4
			4万未満 1万以上	230 ※11	230 ※11	150	150	150	4
			1万未満 5千以上	250	250	250	250	180	4
			5千未満	250 ※12	250 ※12	250 ※12	250 ※12	180	4

※10 原油タール燃焼は 280

※11 原油タール燃焼は 250

※12 水管、炉筒煙管ボイラーで過負荷燃焼型（燃焼室熱負荷 50 万 kcal/m² 以上）のものは適用除外

規則別表第3の2の項	令別表第1の項	施設名	最大排出ガス量 (Nm ³ /h)	排出基準 (ppm)					On (%)
				S48.8.9 以前に 設置	S48.8.10 ～ S50.12.9 に設置	S50.12.10 ～ S52.6.17 に設置	S52.6.18 ～ S54.8.9 に設置	S54.8.10 以後に 設置	
4	2	ガス発生炉、加熱炉		170	170	170	170	150	7
		水素ガスの製造の用に供するガス発生炉 (天井バーナー燃焼方式のもの)		360	360	360	360	150	7
5		焙焼炉		250	250	250	250	220	14
6	3	ペレット焼成炉 (気体燃料を燃焼させるもの)	1万以上	540	540	540	220	220	15
			1万未満	540	540	540	540	220	15
		ペレット焼成炉 (前項に掲げるものを除く)	1万以上	300	300	300	220	220	15
			1万未満	300	300	300	300	220	15
		焼結炉 (ペレット焼成炉前2項に掲げるものを除く)	10万以上	260	260	260	220	220	15
			10万未満 1万以上	270	270	270	220	220	15
1万未満	300		300	300	300	220	15		
7		か焼炉のうちアルミナの製造の用に供するもの	1万以上	350	350	350	200	200	10
			1万未満	350	350	350	350	200	10
		か焼炉 (前項に掲げるものを除く)		200	200	200	200	200	10
8	4	溶鋳炉		120	120	120	120	100	15
9	5	金属溶解炉 (キュボラを除く)		200	200	200	200	180	12

規則別表第3の2の項	令別表第1の項	施設名	最大排出ガス量(Nm ³ /h)	排出基準(ppm)					On(%)
				S48.8.9以前に設置	S48.8.10～S50.12.9に設置	S50.12.10～S52.6.17に設置	S52.6.18～S52.9.9に設置	S52.9.10以後に設置	
10	6	ラジアントチューブ型金属加熱炉	10万以上	200	200	100	100	100	11
			10万未満 1万以上	200	200	150	150	150	11
			1万未満 5千以上	200	200	200	150	150	11
			5千未満	200	200	200	180	180	11
11		鍛接鋼管用金属加熱炉	10万以上	-	-	100	100	100	11
			10万未満 1万以上	-	-	-	180	180	11
			1万未満 5千以上	-	-	-	150	150	11
			5千未満	-	-	-	180	180	11
12		金属加熱炉(前2項に掲げるものを除く)	10万以上	160	160	100	100	100	11
			10万未満 1万以上	170	170	150	130	130	11
			1万未満 5千以上	170	170	170	150	150	11
			5千未満	200	200	200	180	180	11

規則別表第3の2の項	令別表第1の項	施設名	最大排出ガス量 (Nm ³ /h)	排出基準 (ppm)					On (%)
				S48.8.9 以前に設置	S48.8.10 ～ S50.12.9 に設置	S50.12.10 ～ S52.6.17 に設置	S52.6.18 ～ S52.9.9 に設置	S52.9.10 以後に設置	
13	7	石油加熱炉 (排煙脱硫装置付)	4万以上	170	170	100	100	100	6
			4万未満 1万以上	180	170	150	130	130	6
			1万未満 5千以上	190	190	190	150	150	6
			5千未満	200	200	200	180	180	6
		石油加熱炉 (エチレン分解炉)	4万以上	170	170	100	100	100	6
			4万未満 1万以上	180 ※13	150	150	130	130	6
			1万未満 5千以上	180	180	180	150	150	6
			5千未満	200	200	200	180	180	6
		石油加熱炉 (エチレン独立加熱炉)	10万以上	170	170	100	100	100	6
			10万未満 4万以上	180 ※14	180 ※14	100	100	100	6
			4万未満 1万以上	180	180	150	130	130	6
			5千以上 1万未満	180	180	180	150	150	6
			5千未満	200	200	200	180	180	6
		石油加熱炉 (メタノール製造用改質炉)	10万以上	170	170	100	100	100	6
			10万未満 4万以上	170 ※14	170 ※14	100	100	100	6
			4万未満 1万以上	180	180	150	130	130	6
			1万未満 5千以上	180	180	180	150	150	6
			5千未満	200	200	200	180	180	6
		石油加熱炉 (アンモニア製造用改質炉)	10万以上	170	170	100	100	100	6
			10万未満 4万以上	170	170	100	100	100	6
			4万未満 1万以上	180	180	150	130	130	6
			1万未満 5千以上	180	180	180	150	150	6
			5千未満	200	200	200	180	180	6
		石油加熱炉 (前5項に掲げるものを除く)	4万以上	170	170	100	100	100	6
			4万未満 1万以上	180	180	150	130	130	6
			1万未満 5千以上	180	180	180	150	150	6
			5千未満	200	200	200	180	180	6

※13 炉床式バーナーを有するものは 280

※14 空気予熱器を有するものは 430

規則別表第3の2の項	令別表第1の項	施設名	最大排出ガス量(Nm ³ /h)	排出基準(ppm)					On(%)
				S48.8.9以前に設置	S48.8.10～S50.12.9に設置	S50.12.10～S52.6.17に設置	S52.6.18～S54.8.9に設置	S54.8.10以後に設置	
14	8	触媒再生塔		300	300	300	300	250	6
15	8の2	燃焼炉		300	300	300	300	250	8
16	9	窯業用焼成炉のうち石炭焼成炉(ガスを燃焼させるロータリーキルンに限る。)		300	300	300	300	250	15
17		窯業用焼成炉のうちセメントの製造の用に供するもの	10万以上	—	—	250	250	250	10
		10万未満	—	—	—	350	350	10	
18		窯業用焼成炉のうち耐火レンガ又は耐火物原料の製造の用に供するもの		450	450	450	450	400	18
19		窯業用溶解炉のうち板ガラス又はガラス繊維製品(ガラス繊維を含む。)の製造の用に供するもの		400	400	400	400	360	15
20		窯業用溶解炉のうち光学ガラス、電気ガラス又はフリットの製造の用に供するもの		900	900	900	900	800	16
21		窯業用溶解炉(ガラスの製造の用に供するものに限る。)のうち前2項に掲げるもの以外のもの。		500	500	500	500	450	15
22		窯業用焼成炉・溶解炉のうち前6項に掲げるもの以外のもの		200	200	200	200	180	15
23		10	反応炉、直下炉(次の2項に掲げるものを除く)		200	200	200	200	180
	硫酸カリウム製造用反応炉			250	250	250	250	180	6
	硫酸製造用反応炉(NOx触媒)			700	700	700	700	180	15 ※15
24	11	乾燥炉		250	250	250	250	230	16

※15 昭和54年8月10日以降に設置されたものは6%

規則別表第3の2の項	令別表第1の項	施設名	最大排出ガス量 (Nm ³ /h)	排出基準 (ppm)					On (%)	
				S48.8.9 以前に設置	S48.8.10 ～ S50.12.9 に設置	S50.12.10 ～ S52.6.17 に設置	S52.6.18 ～ S54.8.9 に設置	S54.8.10 以後に設置		
25	13	廃棄物焼却炉のうち浮遊回転燃焼方式により焼却を行うもの（連続炉に限る）	4万以上	900	900	900	450	450	12	
			4万未満	900	900	900	900	450	12	
26		廃棄物焼却炉のうち窒素化合物、アミノ化合物若しくはシアノ化合物若しくはこれらの誘導体を製造し、若しくは使用する工程又はアンモニアを用いて排水を処理する工程から排出される廃棄物を焼却するもの（連続炉に限る）	4万以上	300	300	300	250	250	12	
			4万未満	900	900	900	900	700	12	
27		廃棄物焼却炉のうち前2項に掲げる以外のもの（連続炉に限る）	4万以上	300	300	300	250	250	12	
			4万未満	300	300	300	300	250	12	
		廃棄物焼却炉のうち連続炉以外のもの	4万未満	-	-	-	250	250	12	
28		14	銅、鉛又は亜鉛の精錬用焙焼炉		250	250	250	250	220	14
29			銅、鉛又は亜鉛の精錬用焼結炉		300	300	300	300	220	15
30			溶鋳炉のうち亜鉛の精錬の用に供する鋳滓処理炉（石炭又はコークスを燃料及び還元剤として使用するものに限る）		450	450	450	450	450	15
			溶鋳炉のうち亜鉛の精錬の用に供する立型蒸留炉		230	230	230	230	100	15
31			銅、鉛又は亜鉛の精錬用溶鋳炉のうち前項に掲げるもの以外のもの		120	120	120	120	100	15
32			溶鋳炉のうち銅の精錬の用に供する精製炉（アンモニアを還元剤として使用するものに限る）		330	330	330	330	330	12
33			銅、鉛又は亜鉛の精錬用溶鋳炉のうち前項に掲げるもの以外のもの		200	200	200	200	180	12
34	銅、鉛又は亜鉛の精錬用乾燥炉			200	200	200	200	180	16	

規則別表第3の2の項	令別表第1の項	施設名	最大排出ガス量 (Nm ³ /h)	排出基準 (ppm)					On (%)
				S48.8.9 以前に 設置	S48.8.10 ～ S50.12.9 に設置	S50.12.10 ～ S52.6.17 に設置	S52.6.18 ～ S54.8.9 に設置	S54.8.10 以後に 設置	
35	18	活性炭製造用反応炉		200	200	200	200	180	6
36	21	リン等製造用焼成炉		200	200	200	200	180	15
37		リン等製造用溶解炉		650	650	650	650	600	15
38	23	トリポリリン酸ナトリウム製造用乾燥炉		200	200	200	200	180	16
39		トリポリリン酸ナトリウム製造用焼成炉		200	200	200	200	180	15
40	24	鉛の2次精錬用溶解炉		200	200	200	200	180	12
41	25	鉛蓄電池製造用溶解炉		200	200	200	200	180	12
42	26	鉛系顔料製造用溶解炉		200	200	200	200	180	12
43		鉛系顔料製造用反射炉		200	200	200	200	200	15
44		鉛系顔料製造用反応炉		200	200	200	200	180	6
45	27	硝酸製造用吸収・漂白・濃縮施設		200	200	200	200	200	7
46	28	コークス炉 (オート型)	10万以上	当分の間、適用しない	当分の間、適用しない	200	170	170	7
			10万未満	当分の間、適用しない	当分の間、適用しない	当分の間、適用しない	170	170	7
		コークス炉 (オート型以外)	10万以上	350	350	200	170	170	7
			10万未満	350	350	250	170	170	7

規則別表第3の2の項	令別表第1の項	施設名	最大排出ガス量(Nm ³ /h)	排出基準(ppm)					On(%)	
				S63.1.31以前に設置	S63.2.1～H1.7.31に設置	H1.8.1～H3.1.31に設置	H3.2.1～H6.1.31に設置	H6.2.1以後に設置		
47	29	ガスタービン ※15 (ガス専焼)	45千以上	当分の間、適用しない	70	70	70	70	16	
			45千未満	当分の間、適用しない	90	70	70	70	16	
		ガスタービン ※15 (液体専焼)	45千以上	当分の間、適用しない	100	100	70	70	16	
			45千未満	当分の間、適用しない	120	100	70	70	16	
48	30	ディーゼル機関 ※15 (シリンダー内径が400mm以上のもの)		当分の間、適用しない	1600	1400	1200	1200	13	
		ディーゼル機関 ※15 (シリンダー内径が400mm未満のもの)		当分の間、適用しない	950	950	950	950	13	
49	31	ガス機関 ※15			2,000	2,000	2,000	1,000	600	0
50	32	ガソリン機関 ※15			2,000	2,000	2,000	1,000	600	0

※15 非常時において用いられるものについては、排出基準は当分の間、適用されない。

備考 窒素酸化物の量は、19の項から21の項までに掲げる施設のうち専ら酸素を用いて燃焼を行うものにあつては第一号に掲げる式により、42の項に掲げる溶解炉のうち鉛酸化物の製造の用に供するもの、44の項に掲げる反応炉のうち鉛酸化物又は硝酸鉛の製造の用に供するもの及び45の項に掲げる施設にあつては第二号に掲げる式により、その他の施設にあつては第三号に掲げる式により算出された窒素酸化物の量とする。この場合において、窒素酸化物の量が著しく変動する施設にあつては、一工程の平均の量とする。

$$一 C = (21 - O_n) / (21 - O_s) \times C_s \times (1/4)$$

$$二 C = C_s$$

$$三 C = (21 - O_n) / (21 - O_s) \times C_s$$

C：窒素酸化物の量(ppm)

O_n：大気汚染防止法施行規則別表第3の2に掲げる酸素補正值

O_s：排出ガス中の酸素の濃度(当該濃度が20%を超える場合にあっては、20%とする。)

C_s：窒素酸化物の量の実測値(ppm)

(4) ばい煙発生施設に係る有害物質の排出基準 (大気汚染防止法施行規則別表第3)

有害物質の種類	令別表第1の番号	施設の種類	排出基準 (mg/Nm ³)
カドミウム及びその化合物	9	ガラス又はガラス製品の製造(原料として硫化カドミウム又は炭酸カドミウムを使用するものに限る。)の用に供する焼成炉及び溶融炉	1.0
	14	焙焼炉、焼結炉、溶鋳炉、転炉、溶解炉及び乾燥炉	
	15	乾燥施設	
塩素	16	塩素急速冷却施設	3.0
	17	溶解槽	
	18	反応炉	
	19	塩素反応施設、塩化水素反応施設及び塩化水素吸収施設	
塩化水素	13	廃棄物焼却炉	700
	16	塩素急速冷却施設	80
	17	溶解槽	
	18	反応炉	
	19	塩素反応施設、塩化水素反応施設及び塩化水素吸収施設	
弗素、弗化水素及び弗化珪素	9	ガラス又はガラス製品の製造(原料としてほたる石又は珪弗化ナトリウムを使用するものに限る。)の用に供する焼成炉及び溶融炉	1.0
	21	反応施設(過磷酸石灰又は重過磷酸石灰の製造の用に供するものを除く。)、濃縮施設及び溶解炉(磷酸質肥料の製造の用に供するものを除く。)	
	22	凝縮施設、吸収施設及び蒸留施設	
	23	反応施設、乾燥炉及び焼成炉	1.0(3.0)
	20	電解炉	
	21	反応施設(過磷酸石灰又は重過磷酸石灰の製造の用に供するものに限る。)&及び溶解炉のうち電気炉(磷酸質肥料の製造の用に供するものに限る。)	
	21	焼成炉及び溶解炉のうち平炉(磷酸質肥料の製造の用に供するものに限る。)	
鉛及びその化合物	9	ガラス又はガラス製品の製造(原料として酸化鉛を使用するものに限る。)の用に供する焼成炉及び溶融炉	2.0
	14	焙焼炉、転炉、溶解炉及び乾燥炉	1.0
	24	溶解炉	
	25	溶解炉	
	26	溶解炉、反射炉、反応炉及び乾燥施設	
	14	焼結炉及び溶鋳炉	

備考 1 酸素補正後の塩化水素の量の求め方(廃棄物焼却炉に限る。)

$$C = \frac{9}{21 - O_s} \times C_s$$

C : 塩化水素の量 (mg/Nm³)

O_s : 排出ガス中の酸素の濃度 (%)

C_s : 塩化水素の量の実測値 (mg/Nm³)

2 排出基準の()内の数値は、有害物質が電解炉から直接吸引され、ダクトを通じて排出口から排出される場合の当該排出口における有害物質の量を表す。

(5) 揮発性有機化合物（VOC）に係る排出基準（大気汚染防止法施行令別表第1の2）

令別表第1の2の番号	施設名	排出基準	
1	揮発性有機化合物を溶剤として使用する化学製品の製造の用に供する乾燥施設（揮発性有機化合物を蒸発させるためのものに限る。以下同じ。）	600ppmC	
2	塗装施設（吹付塗装を行うものに限る。）	自動車製造の用に供する塗装施設（吹付塗装に限る。）	既設 700ppmC 新設 400ppmC
		その他の塗装施設（吹付塗装に限る。）	700ppmC
3	塗装の用に供する乾燥施設（吹付塗装及び電着塗装に係るものを除く。）	木材又は木製品(家具を含む。)の製造の用に供するもの	1,000ppmC
		その他の乾燥施設	600ppmC
4	印刷回路用銅張積層板、粘着テープ若しくは粘着シート、はく離紙又は包装材料（合成樹脂を積層するものに限る。）の製造に係る接着の用に供する乾燥施設	1,400ppmC	
5	接着の用に供する乾燥施設（前項に掲げるもの及び木材又は木製品（家具を含む。）の製造の用に供するものを除く。）	1,400ppmC	
6	印刷の用に供する乾燥施設（オフセット輪転印刷に係るものに限る。）	400ppmC	
7	印刷の用に供する乾燥施設（グラビア印刷に係るものに限る。）	700ppmC	
8	工業の用に供する揮発性有機化合物による洗浄施設（当該洗浄施設において洗浄の用にとりし揮発性有機化合物を蒸発させるための乾燥施設を含む。）	400ppmC	
9	ガソリン、原油、ナフサその他の温度 37.8 度において蒸気圧が 20 キロパスカルを超える揮発性有機化合物の貯蔵タンク〔密閉式及び浮屋根式（内部浮屋根式を含む。）のものを除く。〕	60,000ppmC	

(6) 水銀排出施設に係る基準等

石炭燃焼ボイラー

施設	排出基準 (μg/Nm ³)	
	新規	既存
①石炭ボイラー（この表の②に掲げるものを除く） （別表2の項）	8	10
②小型石炭混焼ボイラー （別表1の項）	10	15

非鉄金属製造に用いられる精錬及び焙焼の工程（一次施設）

施 設	排出基準 (μg/Nm ³)	
	新規	既存
①金属の精錬（銅又は金を精錬するものに限る。）の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、煨焼炉、溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。）、転炉及び平炉（この表の⑤に掲げるものを除く。）（別表3の項）	15	30
②金属の精錬（鉛又は亜鉛を精錬するものに限る。）の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、煨焼炉、溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。）、転炉及び平炉（この表の⑥に掲げるものを除く。）（別表4の項）	30	50
③金属の精錬（銅又は金を精錬するものに限る。）の用に供する溶解炉（専ら粗銅、粗銀又は粗金を原料とするもの、こしき炉及びこの表の⑤に掲げるものを除く。）（別表3の項）	15	30
④金属の精錬（鉛又は亜鉛を精錬するものに限る。）の用に供する溶解炉（専ら粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とするもの、こしき炉及びこの表の⑥に掲げるものを除く。）（別表4の項）	30	50
⑤銅の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。）、転炉、溶解炉（専ら粗銅を原料とするものを除く。）及び乾燥炉（別表3の項）	15	30
⑥鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。）、転炉、溶解炉（専ら粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とするものを除く。）及び乾燥炉（別表4の項）	30	50

非鉄金属製造に用いられる精錬及び焙焼の工程(二次施設)

施 設	排出基準 (μg/Nm ³)	
	新規	既存
①金属の精錬（銅、鉛又は亜鉛を精錬するものに限る。）の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、煨焼炉、溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。）、転炉及び平炉（この表の⑤及び⑦に掲げるものを除く。）（別表5の項）	100	400
②金属の精錬（金を精錬するものに限る。）の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、煨焼炉、溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。）、転炉及び平炉（この表の④に掲げるものを除く。）（別表6の項）	30	50
③金属の精錬（銅、鉛又は亜鉛を精錬するものに限る。）の用に供する溶解炉（専ら粗銅、粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とするもの、こしき炉並びにこの表の⑤、⑥及び⑦に掲げるものを除く。）（別表5の項）	100	400
④金属の精錬（金を精錬するものに限る。）の用に供する溶解炉（専ら粗銀又は粗金を原料とするもの及びこしき炉を除く。）（別表6の項）	30	50
⑤銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。）、転炉、溶解炉（専ら粗銅、粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とするものを除く。）及び乾燥炉（この表の⑦に掲げるものを除く。）（別表5の項）	100	400
⑥鉛の二次精錬（鉛合金の製造を含まない。）の用に供する溶解炉（別表5の項）	100	400
⑦亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鋳炉、溶解炉及び乾燥炉（別表5の項）	100	400

廃棄物焼却炉

施 設	排出基準 (μg/Nm ³)	
	新規	既存
①廃棄物焼却炉（専ら自ら産業廃棄物の処分を行う場合であって、廃棄物処理法施行令第7条第5号に規定する廃油の焼却炉の許可のみを有し、原油を原料とする精製工程から排出された廃油以外のものを取り扱うもの及びこの表の②に掲げるものを除く。）（別表8の項）	30	50
②廃棄物焼却炉のうち、水銀回収義務付け産業廃棄物又は水銀含有再生資源を取り扱うもの（別表9の項）	50	100

セメントクリンカー製造施設

施 設	排出基準 (μg/Nm ³)	
	新規	既存
セメントの製造の用に供する焼成炉 （別表7の項）	50	80※

※経過措置（原料とする石灰石の水銀含有量が0.05mg/kg以上であるもの）については、140μg/Nm³

(7) 一般粉じん発生施設に係る構造並びに使用及び管理に関する基準

（大気汚染防止法施行規則別表第6）

令別表第2の番号	施 設 名	基 準
1	コークス炉	1 装炭作業は、無煙装炭装置を設置するか、装炭車にフード及び集じん機を設置するか、又はこれらと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。 2 窯出し作業は、ガイド車にフードを設置し、及び当該フードからの一般粉じんを処理する集じん機を設置するか、又はこれと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。ただし、ガイド車又はガイド車の走行する炉床の強度が小さいこと、ガイド車の軌条の幅が狭いこと等によりガイド車にフードを設置することが著しく困難である場合は、防じんカバー等を設置して行うこと。 3 消火作業は、消火塔にハードル、フィルター又はこれらと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。
2	鉱物又は土石の堆積場	一般粉じんが飛散するおそれのある鉱物又は土石を堆積する場合は、次の各号の一に該当すること。 1 一般粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 2 散水設備によって散水が行われていること。 3 防じんカバーでおおわれていること。 4 薬液の散布又は表層の締固めが行われていること。 5 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
3	ベルトコンベア及びバケットコンベア	一般粉じんが飛散するおそれのある鉱物、土石又はセメントを運搬する場合は、次の各号の一に該当すること。 1 一般粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 2 コンベアの積込部及び積降部にフード及び集じん機が設置され、並びにコンベアの積込部及び積降部以外の一般粉じんが飛散するおそれのある部分に第3号又は第4号の措置が講じられていること。 3 散水設備によって散水が行われていること。 4 防じんカバーでおおわれていること。 5 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
4及び5	破碎機、摩砕機及びふるい	次の各号の一に該当すること。 1 一般粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 2 フード及び集じん機が設置されていること。 3 散水設備によって散水が行われていること。 4 防じんカバーでおおわれていること。 5 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

(8) 特定粉じん発生施設に係る基準等

(大気汚染防止法第 18 条の 5、第 18 条の 10、第 18 条の 12 同法施行規則第 16 条の 2、第 16 条の 3)

特定粉じん発生施設に係る隣地との敷地境界における規制基準（敷地境界基準）

大気中の石綿濃度の許容限度：10本/L

注) 特定粉じん発生施設を設置する工場又は事業場における事業活動に伴い発生し、又は飛散する特定粉じんを工場又は事業場から大気中に排出し、又は飛散させる者（特定粉じん排出者）は、敷地境界基準を遵守しなければならない。さらに、特定粉じん排出者は、その工場又は事業場の敷地の境界線における大気中の特定粉じんの濃度を測定し、その結果を記録し、その記録を 3 年間保存しなければならない。なお、特定粉じんの濃度の測定は、6 月を超えない作業期間ごとに 1 回以上行わなければならない。

(9) 特定粉じん排出等作業に係る基準等

(大気汚染防止法第 18 条の 14、第 18 条の 17、第 18 条の 19 同法施行規則別表第 7)

特定粉じん排出等作業に係る規制基準（作業基準）

	作業の種類	作業基準
1	令第 3 条の 4 第 1 号に掲げる作業のうち、吹付け石綿及び石綿含有断熱材等を除去する作業（次項又は 5 の項に掲げるものを除く。）	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ 特定建築材料の除去を行う場所（以下「作業場」という。）を他の場所から隔離すること。隔離に当たっては、作業場の出入口に前室を設置すること。</p> <p>ロ 作業場及び前室を負圧に保ち、作業場及び前室の排気に日本産業規格 Z8 1 2 2 に定める HEPA フィルタを付けた集じん・排気装置を使用すること。</p> <p>ハ イの規定により隔離を行つた作業場において初めて特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始前に、使用する集じん・排気装置が正常に稼働することを使用する場所において確認し、異常が認められた場合は、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。</p> <p>ニ 特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始前及び中断時に、作業場及び前室が負圧に保たれていることを確認し、異常が認められた場合は、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。</p> <p>ホ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>ヘ イの規定により隔離を行つた作業場において初めて特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始後速やかに、及び特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始後に集じん・排気装置を使用する場所を変更した場合、集じん・排気装置に付けたフィルタを交換した場合その他必要がある場合に随時、使用する集じん・排気装置の排気口において、粉じんを迅速に測定できる機器を用いることにより集じん・排気装置が正常に稼働することを確認し、異常が認められた場合は、直ちに当該除去を中止し、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。</p> <p>ト 特定建築材料の除去後、作業場の隔離を解くに当たっては、特定建築材料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行った上で、特定粉じんが大気中へ排出され、又は飛散するおそれがないことを確認すること。</p>
2	令第 3 条の 4 第 1 号に掲げる作業のうち、石綿含有断熱材等を除去する作業であつて、特定建築材料をかき落とし、切断又は破碎以外の方法で除去するもの（5 の項に掲げるものを除く。）	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ 特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。</p> <p>ロ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>ハ 特定建築材料の除去後、養生を解くに当たっては、特定建築材料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。</p>
3	令第 3 条の 4 第 1 号又は第 2 号に掲げる作業のうち、石綿を含有する仕上塗材を除去する作業（5 の項に掲げるものを除く。）同法施行令第 3	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。（ロの規定により特定建築材料を除去する場合を除く。）</p> <p>ロ 電気グラインダーその他の電動工具を用いて特定建築材料を除去するときは、次に</p>

	<p>条の4第1号に掲げる作業のうち、人が立ち入ることが危険な状態の建築物を解体する作業その他の建築物の解体に当たりあらかじめ特定建築材料を除去することが著しく困難な作業</p>	<p>掲げる措置を講ずること。</p> <p>(1) 特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。</p> <p>(2) 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>ハ 特定建築材料の除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること。この場合において、養生を行ったときは、当該養生を解くに当たって、作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。作業の対象となる建築物に散水するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p>
4	<p>令第3条の4第1号又は第2号に掲げる作業のうち、石綿を含有する成形板その他の建築材料（吹付け石綿、石綿含有断熱材等及び石綿を含有する仕上塗材を除く。この項の下欄において「石綿含有成形板等」という。）を除去する作業（1の項から3の項まで及び次項に掲げるものを除く。）同法施行令第3条の4第2号に掲げる作業</p>	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ 特定建築材料を切断、破碎等することなくそのまま建築物等から取り外すこと。</p> <p>ロ イの方法により特定建築材料（ハに規定するものを除く。）を除去することが技術上著しく困難なとき又は令第3条の4第2号に掲げる作業に該当するものとして行う作業の性質上適しないときは、除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>ハ 石綿含有成形板等のうち、特定粉じんを比較的多量に発生し、又は飛散させる原因となるものとして環境大臣が定めるものにあつては、イの方法により除去することが技術上著しく困難なとき又は令第3条の4第2号に掲げる作業に該当するものとして行う作業の性質上適しないときは、次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>(1) 特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。</p> <p>(2) 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>ニ 特定建築材料の除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること。この場合において、養生を行ったときは、当該養生を解くに当たって、作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物の部分に使用されている特定建築材料を除去し、囲い込み、若しくは封じ込めるか、又はこれらと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ 特定建築材料を掻き落とし、切断、又は破碎により除去する場合は1の項イから二までに掲げる事項を遵守することとし、これら以外の方法で除去する場合は2の項イからハまでに掲げる事項を遵守すること。</p> <p>ロ 特定建築材料を囲い込み、又は封じ込めるに当たっては、当該特定建築材料の劣化状態及び下地との接着状態を確認し、劣化が著しい場合、又は下地との接着が不良な場合は、当該特定建築材料を除去すること。</p>
5	<p>令第3条の4第1号に掲げる作業のうち、人が立ち入ることが危険な状態の建築物等を解体する作業その他の建築物等の解体に当たりあらかじめ特定建築材料を除去することが著しく困難な作業</p>	<p>作業の対象となる建築物等に散水するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p>
6	<p>令第3条の4第2号に掲げる作業のうち、吹付け石綿及び石綿含有断熱材等に係る作業</p>	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等の部分に使用されている特定建築材料を除去若しくは囲い込み等を行うか、又はこれらと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ 特定建築材料をかき落とし、切断又は破碎により除去する場合は一の項下欄イからトまでに掲げる事項を遵守することとし、これら以外の方法で除去する場合は2の項下欄イからハまでに掲げる事項を遵守すること。</p> <p>ロ 特定建築材料の囲い込み等を行うに当たっては、当該特定建築材料の劣化状態及び下地との接着状態を確認し、劣化が著しい場合又は下地との接着が不良な場合は、当該特定建築材料を除去すること。</p> <p>ハ 吹付け石綿の囲い込み若しくは石綿含有断熱材等の囲い込み等（これらの建築材料の切断、破碎等を伴うものに限る。）を行う場合又は吹付け石綿の封じ込めを行う場合は、一の項下欄イからトまでの規定を準用する。この場合において、「除去する」とあるのは「囲い込み等を行う」と、「除去」とあるのは「囲い込み等」と読み替えることとする。</p>

備考 特定粉じん排出等作業を施工する者は、作業基準を遵守し、作業内容を見やすい場所に掲示しなければならない。

また、特定工事の注文者は、当該特定工事を施行する者に対し、施工方法、工期等について、作業基準の遵守を妨げるおそれのある条件を付さないように配慮しなければならない。

4 測定の頻度等について

(1) ばい煙量等の測定 (大気汚染防止法第 16 条、大気汚染防止法施行規則第 15 条)

ばい煙発生施設において発生するばい煙を大気中に排出する者(ばい煙排出者)は、当該ばい煙発生施設に係るばい煙量又はばい煙濃度を測定し、その結果を記録し、その記録を 3 年間保存しなければならない。

測定項目	測定頻度	適用施設
硫酸酸化物	2 月を超えない作業期間ごとに 1 回以上	硫酸酸化物の排出量が 10 N m ³ /h 以上の施設
ばいじん	2 月を超えない作業期間ごとに 1 回以上	排出ガス量が 4 万 N m ³ /h 以上の施設 焼却能力が 4 t / h 以上の廃棄物焼却炉
	年 2 回以上 (注 1)	排出ガス量が 4 万 N m ³ /h 未満の施設に適用 焼却能力が 4 t / h 未満の廃棄物焼却炉
	5 年に 1 回以上	ガス専焼ボイラー、ガスタービン、ガス機関及び燃料電池用改質器 (ガス発生炉) (注 2)
窒素酸化物 カドミウム等の有害物質	2 月を超えない作業期間ごとに 1 回以上	排出ガス量が 4 万 N m ³ /h 以上の施設に適用
	年 2 回以上 (注 1)	排出ガス量が 4 万 N m ³ /h 未満の施設に適用
	5 年に 1 回以上 (窒素酸化物に限る。)	燃料電池用改質器 (ガス発生炉) に限る。(注 2)

(注 1) 1 年間に 6 月以上継続して休止する施設に係るばいじん及び窒素酸化物及びカドミウム等の有害物質の測定回数は年 1 回以上である。

(注 2) 排出ガス量による規模に関わらず適用

※窒素酸化物、ばいじん及び有害物質については、ばい煙発生施設の種類により測定対象物質から除外されます。

※小型ボイラー(下記のものに限り)、非常用のガスタービン・ディーゼル機関・ガス機関・ガソリン機関について、当分の間、窒素酸化物及びばいじんの測定義務はありません。

○窒素酸化物及びばいじんの測定義務がない小型ボイラーとは

伝熱面積 10m² 未満であって、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 50 L / h 以上のもののうち、下記のいずれかに該当するもの。

- 設置年月日が昭和 60 年 9 月 9 日以前であるもの。
- ガスを燃焼させるもの、軽質液体燃料(灯油、軽油、A 重油)を専念させるもの並びにガス及び軽質液体燃料を混焼させるもの。

(2) 揮発性有機化合物濃度の測定

(大気汚染防止法第 17 条の 12、大気汚染防止法施行規則第 15 条の 3)

揮発性有機化合物排出施設において発生する揮発性有機化合物を大気中に排出する者(揮発性有機化合物排出者)は、当該揮発性有機化合物排出施設に係る揮発性有機化合物濃度を年 1 回以上測定し、その結果を記録し、その記録を 3 年間保存しなければならない。

(3) 特定粉じんの濃度の測定 (大気汚染防止法第 18 条の 12、大気汚染防止法施行規則第 16 条の 3)

特定粉じん排出施設において発生する特定粉じんを大気中に排出する者(特定粉じん排出者)は、その工場又は事業場の敷地の境界線における大気中の特定粉じんの濃度を 6 ヶ月を越えない作業期間ごとに 1 回以上測定し、その結果を記録し、その記録を 3 年間保存しなければならない。

(4) 水銀濃度の測定 (大気汚染防止法第 18 条の 30、大気汚染防止法施行規則第 16 条の 12)

水銀排出施設において発生する水銀等を大気中に排出する者(水銀排出者)は、当該水銀濃度を測定し、その結果を様式 7 の 2「水銀濃度測定記録表」に記録し、その記録を 3 年間保存しなければならない。

水銀排出施設	定期測定の頻度
①排出ガス量が 4 万 Nm ³ /h 以上の施設 (③、④を除く)	4 ヶ月を超えない作業期間ごとに 1 回以上
②排出ガス量が 4 万 Nm ³ /h 未満の施設 (③、④を除く)	6 ヶ月を超えない作業期間ごとに 1 回以上
③専ら銅、鉛又は亜鉛の硫化鉱を原料とする乾燥炉	年 1 回以上
④専ら廃鉛蓄電池又は廃はんだを原料とする溶解炉	年 1 回以上

※定期測定において排出基準を上回った場合(大気汚染防止法施行規則第 16 条 12 第 3 号、第 4 号)

定期測定の結果が、排出基準を超えた場合は、通常の操業状態及び排出状況において、①又は②に規定する期間内に 3 回以上の再測定(試料の再採取を含む。)を実施し、初回の測定結果を含めた計 4 回以上の測定結果のうち、最大値及び最小値を除く全ての測定結果の平均値により評価する。

また、定期測定の結果が排出基準の 1.5 倍を超える場合は、定期測定の結果を得てから 30 日以内、それ以外は定期測定の結果を得てから 60 日以内に再測定の結果を得ること。なお、施設が休止中等の理由で再測定できない場合は、再稼働後に速やかに再測定の対応をすることで差し支えないが、30 日(又は 60 日)以内に実施していない理由について、運転管理記録等の資料を示し環境政策課に説明できるようにすること。

(5) 事故時の措置 (大気汚染防止法第 17 条第 1 項、第 2 項)

ばい煙発生施設等を設置している者は、ばい煙発生施設等について故障、破損その他の事故が発生し、ばい煙等が大気中に多量に排出されたときは、直ちに、その事故について応急の措置を講じ、かつ、その事故を速やかに復旧するように努めなければならない。その場合においては、ばい煙発生施設等を設置している者は、直ちに、その事故の状況を市長に通報しなければならない。

(6) 罰則規定等

適用	対象及び根拠条文	根拠条文	罰則
計画変更命令等又は改善命令等に違反した場合	ばい煙 (9 条、9 条の 2、第 14 条第 1 項若しくは第 3 項)	第 33 条	1 年以下の懲役又は 100 円以下の罰金
	揮発性有機化合物 (第 17 条 8、第 17 条の 11)		
	特定粉じん (第 18 条の 8、第 18 条の 11)		
	水銀 (第 18 条の 31、第 18 条の 34 第 2 項)		
排出(総量規制)基準に違反した場合	ばい煙 (第 13 条第 1 項又は第 13 条の 2 第 1 項)	第 33 条の 2	6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金(ただし、過失により、排出(総量規制)基準違反した場合は、3 月以下の禁錮又は 30 万円以下の罰金)
事故時の措置命令に違反したとき	ばい煙 (第 17 条第 3 項)		
基準適合命令に違反したとき	一般粉じん (第 18 条の 4)		
計画命令又は作業基準適合命令に違反したとき	特定粉じん排出等作業 (第 18 条の 18、第 18 条の 21)		
緊急時の措置命令に違反した場合	ばい煙、揮発性有機化合物、自動車排ガス (第 23 条第 2 項)		

適用	対象及び根拠条文	根拠条文	罰則
設置、構造変更、作業の届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合	ばい煙（第6条第1項、第8条第1項）	第34条	3月以下の懲役又は30万円以下の罰金
	揮発性有機化合物（第17条の5第1項、第17条の7第1項）		
	特定粉じん特定施設（第18条の6第1項若しくは第3項）		
	特定粉じん排出等作業（第18条の17第1項）		
	水銀（第18条の28第1項又は第18条の30第1項）		
季節及び指定地域における燃料の使用基準に従うべき命令に違反した場合	いおう酸化物（第15条第2項又は第15条の2第2項）		
法で定める特定建築材料の除去等の方法で作業せず、違反した場合。	特定粉じん（第18条の19）		
設置、構造変更の届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合	一般粉じん（第18条第1項若しくは第3項）	第35条	30万円以下の罰金
既設の施設の届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合	ばい煙（第7条第1項）		
	揮発性有機化合物（第17条の6第1項）		
	一般粉じん（第18条の2第1項）		
	特定粉じん（第18条の7第1項）		
	水銀（第18条の29第1項）		
設置及び構造等の変更に係る工事の制限に違反した場合	ばい煙（第10条第1項）		
	揮発性有機化合物（第17条の9）		
	特定粉じん（第18条の9）		
	水銀（第18条の32）		
ばい煙量等及び水銀濃度の測定及び記録をせず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかった場合	ばい煙（第16条）		
	水銀（18条の35）		
報告の徴収に応じなかったり、もしくは虚偽の報告をし、又は立ち入り検査を拒み、妨げ、もしくは忌避した場合	ばい煙、揮発性有機化合物、一般粉じん、特定粉じん、特定粉じん排出等作業、解体等工事に係る建築物等（第18条の15第6項）、水銀（第26条第1項）		
氏名等の変更届、廃止届、承継届、災害その他非常の事態の発生により特定粉じん排出等作業を緊急に行う必要があった場合の届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合	ばい煙（第11条、第12条3項）	第37条	10万円以下の過料
	揮発性有機化合物（第17条の13第2項）		
	一般粉じん、特定粉じん（第18条の13第2項）		
	水銀（第18条の36第2項）		
	特定粉じん排出等作業（第18条の17第2項）		

5 指定物質について（大気汚染防止法附則第9項）

(1) 指定物質（同法施行令附則第3項）

有害大気汚染物質のうち人の健康に係る被害を防止するためその排出又は飛散を早急に抑制しなければならないもの

- ベンゼン
- トリクロロエチレン
- テトラクロロエチレン

(2) 指定物質排出施設（同法施行令別表第6）と指定物質抑制基準の対応

① ベンゼン

指定物質排出施設	指定物質抑制基準（告示で設定）の概要
一 ベンゼン（濃度が体積百分率60%以上のものに限る。以下同じ。）を蒸発させるための乾燥施設であって、送風機の送風能力が1時間当たり1,000 m ³ 以上のもの	溶媒として使用したベンゼンを蒸発させるためのものに限る。 既設：200 mg/ Nm ³ （排ガス量1,000 Nm ³ /h 以上 3,000 Nm ³ /h 未満） 100 mg/ Nm ³ （排ガス量3,000 Nm ³ /h 以上） 新設：100 mg/ Nm ³ （排ガス量1,000 Nm ³ /h 以上 3,000 Nm ³ /h 未満） 50 mg/ Nm ³ （排ガス量3,000 Nm ³ /h 以上）
二 原料の処理能力が1日当たり20 t 以上のコークス炉	装炭時の装炭口からの排出ガスで装炭車集じん機の排出口から排出されるものに対して適用。 既設：100 mg/ Nm ³ （開底式たて型のもの並びに装炭車に集じん機及び煙突を設置するものを除く。） 新設：100 mg/ Nm ³
三 ベンゼンの回収の用に供する蒸留施設（常圧蒸留施設を除く。）	溶媒として使用したベンゼンの回収の用に供するものに限る。 既設：200 mg/ Nm ³ （排ガス量1,000 Nm ³ /h 以上） 新設：100 mg/ Nm ³ （排ガス量1,000 Nm ³ /h 以上）
四 ベンゼンの製造の用に供する脱アルキル反応施設（密閉式のものを除く。）	フレアスタックで処理するものを除外。 既設：100 mg/ Nm ³ 新設：50 mg/ Nm ³
五 ベンゼンの貯蔵タンクであって、容量が500キロリットル以上のもの	浮屋根式のもの除外。また、基準はベンゼンの注入時の排出ガスに対して適用。 既設：1,500 mg/ Nm ³ （容量1,000 キロリットル 以上） 新設：600 mg/ Nm ³
六 ベンゼンを原料として使用する反応施設であって、ベンゼンの処理能力が1時間当たり1 t 以上のもの（密閉式のものを除く。）	フレアスタックで処理するものを除外。 既設：200 mg/ Nm ³ （排ガス量1,000 Nm ³ /h 以上 3,000 Nm ³ /h 未満） 100 mg/ Nm ³ （排ガス量3,000 Nm ³ /h 以上） 新設：100 mg/ Nm ³ （排ガス量1,000 Nm ³ /h 以上 3,000 Nm ³ /h 未満） 50 mg/ Nm ³ （排ガス量3,000 Nm ³ /h 以上）

（環境省HPから引用）

② トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレン

指定物質排出施設	指定物質抑制基準（告示で設定）の概要
七 トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレン（以下「トリクロロエチレン等」という。）を蒸発させるための乾燥施設であって、送風機の送風能力が1時間当たり1,000 m ³ 以上のもの	溶媒として使用したトリクロロエチレン等を蒸発させるためのものに限定。 既設：500 mg/ Nm ³ 新設：300 mg/ Nm ³
八 トリクロロエチレン等の混合施設であって混合槽の容量が5キロリットル以上のもの（密閉式のものを除く。）	溶媒としてトリクロロエチレン等を使用するものに限定。 既設：500 mg/ Nm ³ 新設：300 mg/ Nm ³
九 トリクロロエチレン等の精製又は回収の用に供する蒸留施設（密閉式のものを除く。）	トリクロロエチレン等の精製の用に供するもの及び原料として使用したトリクロロエチレン等の回収の用に供するものに限定。 既設：300 mg/ Nm ³ 新設：150 mg/ Nm ³
十 トリクロロエチレン等による洗浄施設（次号に掲げるものを除く。）であって、トリクロロエチレン等が空気に接する面の面積が3 m ² 以上のもの	既設：500 mg/ Nm ³ 新設：300 mg/ Nm ³
十一 テトラクロロエチレンによるドライクリーニング機であって、処理能力が1回当たり30 kg 以上のもの	密閉式のもの除外。 既設：500 mg/ Nm ³ 新設：300 mg/ Nm ³

（環境省HPから引用）

備考 既設施設とは、平成9年4月1日において現に設置されている指定物質排出施設（設置の工事がされているものを含む。）をいう。

第2章 ダイオキシン類対策特別措置法（大気関係）

1 届出対象施設等の種類

特定施設（ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第1）

	施設名	規模要件
1	焼結鉱（銑鉄の製造の用に供するものに限る。）の製造の用に供する焼結炉	原料の処理能力が1時間当たり1t以上のもの
2	製鋼の用に供する電気炉（鋳鋼又は鍛鋼の製造の用に供するものを除く。）	変圧器の定格容量が1,000キロボルトアンペア以上のもの
3	亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉及び乾燥炉	原料の処理能力が1時間当たり0.5t以上のもの
4	アルミニウム合金の製造（原料としてアルミニウムくず（当該アルミニウム合金の製造を行う工場内のアルミニウムの圧延工程において生じたものを除く。）を使用するものに限る。）の用に供する焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉	焙焼炉及び乾燥炉にあつては原料の処理能力が1時間当たり0.5t以上のもの、溶解炉にあつては容量が1t以上のもの
5	廃棄物焼却炉	火床面積（廃棄物の焼却施設に2以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあつては、それらの火床面積の合計）が0.5m ³ 以上又は焼却能力（廃棄物の焼却施設に2以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあつては、それらの焼却能力の合計）が1時間当たり50kg以上のもの

2 届出事務

(1) 届出の概要

届出の種類	根拠条文	届出義務者等	制約事項等
特定施設の設置	第12条第1項	特定施設を設置しようとする者	届出が受理された日から60日を経過した後でなければその届出に係る特定施設の設置、構造等の変更をしてはならない。（第17条第1項）
特定施設の構造等の変更	第14条第1項	特定施設の構造、使用の方法、発生ガスの処理の方法の変更をしようとするとき	ただし、届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、期間を短縮することができる。（第17条第2項）
特定施設の使用	第13条第1項、第2項	一の施設が特定施設となった際現にその施設を設置（設置の工事）している者であつて排出ガスを排出するもの	当該施設が特定施設となった日から30日以内に、届け出なければならない。
氏名の変更等	第18条	特定施設の届出者に係る氏名又は名称、住所、法人にあつては、その代表者の氏名に変更があつたとき。 特定事業場の名称、所在地に変更があつたとき。 特定施設の使用を廃止したとき。	変更又は廃止があつた日から30日以内に、届け出なければならない。
承継	第19条第3項	特定施設を譲り受け、又は借り受けた者。 特定施設の届出をした者について相続、合併又は分割があつたとき。	承継があつた日から30日以内に、届け出なければならない。

(2) 届出先

特定施設に係る届出書は、長崎市環境部環境政策課へ提出する。

ただし、電気事業法に規定する電気工作物、ガス事業法に規定するガス工作物又は鉱山保安法に規定する建設物、工作物その他の施設である特定施設については、電気事業法、ガス事業法又は鉱山保安法の規定による。

3 排出基準

大気排出基準 (ダイオキシン類対策特別措置法施行規則別表第 1、附則別表第 2)

特定施設種類	施設規模 (焼却能力)	新設施設基準 (ng-TEQ/ Nm ³)	既設施設基準 (ng-TEQ/ Nm ³)
廃棄物焼却炉 (焼却能力 50kg/h 以上)	4t/h 以上	0.1	1
	2t/h-4t/h	1	5
	2t/h 未満	5	10
製鋼用電気炉		0.5	5
鉄鋼業焼結施設		0.1	1
亜鉛回収施設		1	10
アルミ合金製造施設		1	5

備考 1 平成 12 年 1 月 15 日において現に設置されている (設置の工事がされているものを含む。)

特定施設については既設施設基準が適用される。

2 廃棄物焼却炉であって火格子面積が 2 m²以上又は焼却能力が 200 kg/h 以上のもの及び製鋼用電気炉については、平成 9 年 12 月 1 日において現に設置されている (設置の工事がされているものを含む。) ものは既設施設基準が適用される。

4 測定等について

(1) 設置者による測定 (ダイオキシン類対策特別措置法第 28 条第 1 項～第 3 項)

ア 特定施設の設置者は、毎年 1 回以上、特定施設から排出される排出ガスのダイオキシン類による汚染の状況について測定を行わなければならない。

イ 廃棄物焼却炉である特定施設については、排出ガスに併せて、その排出する集じん機によって集められたばいじん及び焼却灰その他の燃え殻につき、そのダイオキシン類による汚染の状況について測定を行わなければならない。

ウ 特定施設の設置者は、排出ガス等につき、そのダイオキシン類による汚染の状況について測定を行ったときは、その結果を市長に報告しなければならない。

(2) 事故時の措置 (ダイオキシン類対策特別措置法第 23 条第 1 項、第 2 項)

特定施設を設置している者は、特定施設の故障、破損その他の事故が発生し、ダイオキシン類が大気中に多量に排出されたときは、直ちに、その事故について応急の措置を講じ、かつ、その事故を速やかに復旧するように努めなければならない。その場合には、特定施設を設置している者は、直ちに、その事故の状況を市長に通報しなければならない。

(3) 罰則規定等

適用	根拠条文	対象となる条文	罰則
計画変更命令等又は改善命令等に違反した場合	第 44 条	第 15 条、第 16 条又は第 22 条第 1 項若しくは第 3 項	1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金
排出（総量規制基準）制限に違反した場合	第 45 条	第 20 条第 1 項又は第 21 条第 1 項	6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金（ただし、過失により、排出（総量規制基準）制限に違反した場合は、3 月以下の禁錮又は 30 万円以下の罰金）
事故時の措置命令に違反したとき		第 23 条第 3 項	
設置、構造変更、作業の届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合	第 46 条	第 12 条第 1 項又は第 14 条第 1 項	3 月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金
既設の施設の届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合	第 47 条	第 13 条第 1 項	20 万円以下の罰金
設置及び構造等の変更に係る工事の制限に違反した場合		第 17 条第 1 項	
報告の徴収に応じなかったり、もしくは虚偽の報告をし、又は立ち入り検査を拒み、妨げ、もしくは忌避した場合		第 34 条第 1 項	
既設の施設の届出、氏名等の変更届、廃止届、承継届をしなかったり、虚偽の届出をした場合	第 49 条	第 13 条第 2 項、第 18 条又は第 19 条第 3 項	10 万円以下の過料

第3章 長崎市環境保全条例（大気関係）

1 届出対象施設等の種類及び規制基準

指定施設及び指定施設に係る規制基準（長崎市環境保全条例別表）

指定施設	規制基準
<p>1 金属の表面処理の用に供するブラスト</p> <p>2 綿の製造施設又は更生施設</p> <p>3 原動機を使用する木材加工作業場</p>	<p>構造設備の基準</p> <p>次の各号のいずれかに該当すること。</p> <p>(1) 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。</p> <p>(2) フード及び集じん機が設置されていること。</p> <p>(3) 防じんカバーでおおわれていること。</p> <p>(4) 前3号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p>
<p>4 廃油の焼却炉(焼却能力が1時間当たり50kg以上200kg未満のものに限る。)</p> <p>5 獣畜、魚介類又は鳥類の死体、臓器、骨、羽毛若しくはふん(以下「動物質廃棄物」という。)の焼却炉(焼却能力が1時間当たり200kg未満のものに限る。)</p>	<p>1 ばいじんの排出基準</p> <p>温度が零度であつて、圧力が1気圧の状態に換算した排出ガス1立方メートルにつき0.70gの量とする。</p> <p>2 いろいろ酸化物の排出基準</p> <p>次の算式により算出したいろいろ酸化物の量とする。</p> $q = K \times 10^{-3} \times He^2$ <p>備考</p> <p>1 いろいろ酸化物の排出基準の式において、q、K及びHeは、それぞれ次の値を表すものとする。</p> <p>q いろいろ酸化物の量(単位 温度零度、圧力1気圧の状態に換算した立方メートル毎時)</p> <p>K 大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第3条第2項第1号に規定する政令で定める長崎市の地域に定められた値</p> <p>He 次に規定する方法により補正された排出口の高さ(単位 メートル)</p> $He = Ho + 0.65(Hm + Ht)$ $Hm = (0.795\sqrt{(Q \cdot V)}) / (1 + (2.58/V))$ $Ht = 2.01 \times 10^{-3} \cdot Q \cdot (T - 288) \cdot (2.30 \log J + 1 / J - 1)$ $J = 1 / \sqrt{(Q \cdot V) \cdot (1460 - 296 \times (V / (T - 288)))} + 1$ <p>2 前項の式において He・Ho・Q・V 及び T はそれぞれ次の値を表すものとする。</p> <p>He 補正された排出口の高さ(単位 メートル)</p> <p>Ho 排出口の実高さ(単位 メートル)</p> <p>Q 温度15度における排出ガス量(単位 立方メートル毎秒)</p> <p>V 排出ガスの排出速度(単位 メートル毎秒)</p> <p>T 排出ガスの温度(単位 絶対温度)</p> <p>3 ばいじんの排出基準及びいろいろ酸化物の排出基準は、大気中に排出する排出口における値とする。</p> <p>4 ばいじんの排出基準及びいろいろ酸化物の排出基準の算出方法は、大気汚染防止法第3条第1項に規定する算出方法の例による。</p> <p>5 動物質廃棄物の焼却炉で焼却能力が1時間当たり50kg未満のものについては、ばいじんの排出基準及びいろいろ酸化物の排出基準は適用しない。</p>

2 届出事務

(1) 届出の概要

届出の種類	根拠条文	届出義務者等	制約事項等
指定施設の設置	第 18 条	指定施設を設置しようとする者	届出が受理された日から 60 日を経過した後でなければその届出に係る指定施設の設置、構造等の変更をしてはならない。(第 22 条第 1 項) ただし、届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、期間を短縮することができる。(第 22 条第 2 項)
指定施設の構造等の変更	第 20 条第 1 項	指定施設の構造及び配置、使用方法、ばい煙等の処理又は防止の方法の変更をしようとするとき	
指定施設の使用	第 19 条	一の施設が指定施設となった際現にその施設を設置(設置の工事)している者	当該施設が指定施設となった日から 30 日以内に、届け出なければならない。
氏名の変更等	第 20 条第 2 項	指定施設の届出者に係る氏名又は名称、住所、法人にあつては、その代表者の氏名に変更があつたとき。 工場等の名称、所在地に変更があつたとき。 工場等の事業内容、従業員数に変更があつたとき。 指定施設の使用を廃止したとき。	
承継	第 23 条第 3 項	指定施設を譲り受け、又は借り受けた者。 指定施設の届出をした者について相続又は合併があつたとき。	承継があつた日から 30 日以内に、届け出なければならない。

(2) 届出先

指定施設に係る届出書は、長崎市環境部環境政策課へ提出する。

3 注意事項

事故時の措置 (長崎市環境保全条例第 25 条第 1 項、第 2 項)

指定施設を設置している者は、故障、破損その他の事故が発生したことにより、指定施設から排出されるばい煙等の量等が規制基準に適合しなくなったとき、又はそのおそれが生じたときは、直ちに、その事故について応急措置を講じ、かつ、その事故を速やかに復旧するように努めなければならない。その場合には、指定施設を設置している者は、速やかに、その事故の状況等を市長に届け出なければならない